

Title	神宮文庫蔵『(老子経抄)』: 解題篇
Sub Title	Roshikyo-sho in the Jingu bunko library : bibliographical introduction
Author	山城, 喜憲(Yamashiro, Yoshiharu)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1998
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.33 (1998.) ,p.207- 270
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料紹介
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000033-0207

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

神宮文庫蔵『老子経抄』 解題篇

山城喜憲

はじめに

本資料は、『神宮文庫圖書目録』（伊勢 神宮司廳 大正二一
刊、東京 汲古書院 昭和四八影印）に「老子虞齋口義發題
寫一」と著録されている。宿願であった、同文庫所蔵『老子』
諸本の悉皆調査を果たしたのは、昭和六十二年のことである。
当時既に、幾ばくかの年月を、伝本調査に費やしていたのであ
るが、同じ書名の写本には接したことが無く、不審に思いつつ、
未知の珍書を閲覧出来ることに密かな期待を抱いていた。
「老子虞齋口義發題」とは『老子虞齋口義』の林希逸自序の題
名であつて、書名としてはいかにも不自然である。此れが、書

名として通るとすれば、その林希逸自序を抽出した本でしかあ
りえないであろう。室町末頃の河上公注古鈔本の中には、其の
序の全文を巻首或いは眉上に移写した伝本が、複数現存してい
ることを思えば、その可能性も考えられないことではなかった。
また、承應元年（一六五二）崑山館道可處士刊の「林羅山」
撰『老子経抄』三卷では、各巻の巻頭書名を「老子虞齋口義發
題」と題してある。此の内題も書名とするには適當ではなく、
題簽或いは版心題に従うべきであるが、或いはこの書の転写本
かとも予想された。その外、延寶八年（一六八〇）刊の山本洞
雲撰『老子経諺解大成』（題簽）一〇巻の巻一巻首にも「老子
虞齋口義發題」とあつて（巻二以下は「老子虞齋口義」）、この

書のことかとも考えられた。

『國書總目録』には、同書名「老子處齋口義發題」の項目が立てられている。しかしそこには、天理図書館所蔵文化一四年写本一冊の一点が挙げてあるだけである。当時、未調査であった同本を、同じ内容の書物ではないかと推測した様な記憶も残っている。しかし、その本は、後の調査で、今触れた山本洞雲撰『老子経諺解大成』の、首一卷のみの転写本であることが確認された。

神宮文庫所蔵のこの本は、どういう事情からか、『國書總目録』には著録されていない。漢籍と看做されたためであろうか。調査の結果は、翻印篇の凡例において概略述べた如くで、また本篇で再録補述する通りである。天下無双の稀覯書であることとともに、邦人撰述の老子注釈書として、内容的にも今日においてなお、追認識を迫られるだけの、学術的水準に達した著述であると認められる。書写年代は江戸時代前期と推定され、近世初頭当時の学術、漢学史上の空隙を埋め、『老子』受容史に於ける不明の領域を闡くに足る、貴重な文献として注目される。恐らくは、学界未周知の資料であろう。此処に翻印の上、若干の鄙見を問うて、斯界の参考に供する所以である。

凡 例

一、本篇では、本論集第三十二輯に翻印紹介した神宮文庫所蔵の『老子経抄』について、書誌上の所見を提示し、同書編読の参考に資した。

一、書誌上の所見とは、書誌事項の概要並びに、本書の成立年代及び、書写年代に就いての推論である。この考察の過程において老子注釈史上における本書の資料的性格が明らかになればとの浅慮による。

一、同書本文を引用するに当たっては、(8才8)等の符を使用する。翻印篇の欄脚に示した丁数表裏、及びその面内での行次数を表す。

一、傍記の括弧付き数字は、後に付す「注」の通し番号である。

一、『老子道德経』経文注文の引用にともなう、分章、章題の標記は、『老子處齋口義』の次第に従う。

一、指摘参考した各所蔵図書の冊数下の括弧内の数字或いは符号は、該所蔵機関の函架番号である。

一、末に、引用典籍等の文辞を輯成して「参照図書・引用文辞一覧」を掲げる。書名索引としても利用出来るはずである。

書誌要略

〔老子經抄〕

不分卷(有欠) 闕名者講
〔江戸前期〕写 寄合書

神宮文庫藏 和大一冊(二門一二七七号)

林崎文庫旧藏

茶色空押し唐草紋洪引き表紙(二七・五×二〇・四糎)、後
補書題簽「老子虜齋口義發題」。天地少しく裁断さる。

序跋目録等前付け後付け並びに無し。

巻頭第一行に、二格程を低し、本文よりやや大きめの文字で
「老子虜齋口義發題」(低八格)虜齋林 希逸」と題して直
ちに本文に入り、総題を欠く。末尾部分逸失の為尾題の有無は
不明。所蔵者目録は、外題或いは巻頭第一行の題署に従って
「老子虜齋口義發題」を以て書名とするが、本書の内容を適切
に表しては無い。標記の如く改めるべきであろう。

無辺無界、字面高さ、約二四・九糎、每半葉十四行、或いは
十五行、或いは十一行、行字数不等三十字内外。柱題署無く、
丁付けも無い。寄合書で筆写者によって、書写体式に相違をみ
る。ゴ式、ナリ式の混淆したカナ抄。引用等の漢文には返点送
り仮名が付され、ごく希に朱の合点が認められる。

処々、擦り消し、重ね書き、墨線、見消ち等で誤写、譌字を
訂正した加墨が見られるが徹底したものではなく、なお多くの
誤字、脱文、衍文が残留する(翻印編補訂一・二参照)。

前半の道経部分は、各章頭に一行を設け、章次数を標記する。
分章の次第は、八十一分章の老子通行テキストに従って、三十
七章に分かつ。章数標記の様式は統一されておらず、第八章か
ら二十六章までは、三乃至六字を下げ「第幾」と、二十七章
から三十七章迄は「第」字は無く、次数のみを記してある。後
半の徳経部分は、本文には章毎の区切りを設けず、順次数を
「一」からと改め、各章冒頭箇所の眉上に「才幾」と標記し、
「才十九」に及んでいる。二十、二十一にはこの標記を欠く
(二十二以下は本文欠失)。

本書の記述法は、概ね、中世以来の所謂カナ抄の体式を襲っ
ている。先ず、『老子』経文の字句を標出し、その下に続けて
講述注釈文を書写する。標出字句は始めの両三字を記し、あと
は「――」「――」符で省略されることが多い。各条毎に改
行、毎条頭には「○」或いは「△」の箋符を冠することが多い
が、○△符の有無の別、両符を区別した意図は判然としない。
首の発題の後半、首七章(第七章末二行を除く)及び第五十

八章（本書の章次数で言えば、後半部の「二十一」）の半ば以下を欠く（詳細は後述）。

講述抄者名、筆録者名ともに、未詳。新資料の出現を庶い後考を俟ちたい。

書写年代は、江戸前期と推定した。伝存状態、書写の様態からみて、此の推定がまず穏当かと考える。

首に「林崎／文庫」（朱長方）、「林崎文庫」（朱長方、双郭）の両印記が捺さる。

本書は、他に伝本の所在を聞かず、此の神宮文庫所蔵の本は無二の孤本として注目され、本文講述内容の学術上における意義評価に就いては、今後の課題として充分なる検討が求められよう。

本書は、専ら老子経文を対象とした注釈書であって、林希逸口義にまで及んで、林氏注説の敷衍解釈を意図したものは看做し難い。首四丁は「老子虞齋口義發題」即ち林希逸自序の注釈であり、本文中において林注を援用する抄文が殆ど過半にも及び、本抄が拠用した底本が虞齋口義本であることは、明白である。しかし、発題部分を除けば、施注の対象とする掲出字句

は、ほぼ全てが老子経文に限られており、林注字句を特に掲出しての抄文は、（8才8）の「観覧——」、（10才12）以下の「注二両ノ何謂二ハ兩意アリト云ハ云々」、（14才13）の「猶夷猶也」、の三条を指摘できるに止まる。しかし、（8才8）の一条は、林注の「観覧玄冥」句を省略掲出したと考えるよりは、「観」は「玄」の誤写であって、元来は経文の「玄覧」二字を標出してあったと見なした方が、前後の文脈は通りがいい。又（10才12）の一条も、前条抄文を敷衍する為の林注の援用と理解することも可能であろう。さらに、（14才13）の条は掲出経文「猶兮」の脱落と見なした方がより自然な感がする。本抄文中には（16才6）の「莽々蕩々ト云ハ莽ハ杜預曰草生ニ廣野ニ莽々然タリ蕩々ハ法度廢壞ノ自蕩々ハ廣平ノ自也命吾民蕩々無ニ能名ニ云々詩ニ蕩々上帝ト云々」の如く林注字句を敷衍細説し、或いは引証典故を補述する抄文が多いことも事実である。しかしながら、本書に底通する意図はあくまで『老子道德經』を読み解くことにあって、林注への再三にわたる言及はそのために著者が採択した註釋の一法と理解される。従って、本書の書名は、『老子虞齋口義抄』とはせず、『老子経抄』と標記するのが適切と考える。

欠失部分の詳細

上記両所の欠失部分の詳細は以下の通りである。

① 発題の後半から第七章まで

* 老子虜齋口義發題 本抄者の言う第二段の末、即ち發題の原文で言えば、「今傳本多有異同或因一字而盡失其一章之意者識眞愈難矣」までと、第三段（「大抵老子之書其言皆借物以明道」以下）の初めの二条三行を存して、次行以下を欠く。

* 道可道章第一より谷神不死章第六まで全欠。

* 天長地久章第七 此の章の林注末句である「但説得來又高似一層」への抄、即ち本章抄の末二行のみを存す。

② 第五十八章後半以下

* 其政悶悶章第五十八 此の章の「禍兮福所倚福兮禍所伏孰知其極其無正邪正復爲奇善復爲妖」の抄までを存し、その後を欠く。

* 治人事天章第五十九から信言不美章第八十一まで全欠。

書写分担状況の詳細

本写本は、寄合書であり、筆跡から、少なくとも次の六つの

部分に分けられる。

① 第一丁～第四丁（老子虜齋口義發題抄残存部分）

每半葉十四行

② 第五丁～第十一丁（第七章抄末二行～十五章章次數）

每半葉十五行

第十五章は章首の章次數の一行のみ、第十一丁表第七行に「第十五」と書写され、第八行以下裏面に掛けて余白を残す。但し、本文上の欠落は無く、次葉に連続する。

達筆行草体で崩し字が多い。

③ 第十二丁～第十八丁（十五章抄本文第一行～二十二章抄中途）

每半葉十四行

第十八丁裏第七行の最終行は「天地二」の三文字のみ。抄文中途にて書写は中断され、以下余白を残す。

④ 第十九丁～第二十五丁（二十二章抄末行～二十九章抄前半）

每半葉十四行

第十九丁第一行は、第二十二章抄の末一行で、前丁末の「天地二」に連続する。第二十五丁裏第二行で書写中断され以下七行余の余白を残す。

⑤ 第二十六丁～第三十三丁（第二十九章抄後半～第三十七章抄）

每半葉十一行

第二十六丁は第二十九章抄の中途から始まる。条項は改まるが抄文内容上、前丁末一条との断絶は無い。

⑥第三十四丁以下最終丁第五十四丁（本書後半徳経残存部分）

每半葉十四行

一筆にて書写。筆跡は①に近く恐らくは同人の筆かと認められる。

以上の様に、少なくとも五者の分担書写による寄合書きである。②③④の様に、末に余白を残しながら、文脈の上からは、次の分掌部分に連続しているという書写情況から推測すれば、底本を枚数を基準にしてそれぞれに分配し、各自が行次数等書式を統一しないまま、取り敢えず転写したものであろう。底本は恐らくは未整定の筆録稿本で、本写本の様態も、本書を整理する作業の初期段階としての情況を示しているように考えられる。更に、敢えて、想像を逞しくするならば、上記のように欠失部分が存在する理由としては、分担書写者の不履行、或いは中途放棄に起因するかも憶測される。

誤字、衍文、脱文が異常に多い点から、底本の筆跡の判読が甚だ困難であつたらうと想像させられる一方で、書写者の『老

子』延いては漢籍漢文漢学への理解の不足、素養の不充分さを漏出しているようにも思われる。

成立年代の推定

現状では、本書の成立の事情はもとより、講述者、筆録者を推測する手掛かりは皆無に等しく、別資料の出現と後考を俟つ他はない。但、本注釈の内容的特徴から、成立の年代を推論することは、可能であろうと考える。しかし、これは、あくまで可能性として言及するのであって、論点を超絶した偶発的要因、或いは論拠とするにまじまない雑多な要因が介在していたとすれば、脆くも崩壊する體の推測にすぎないとも言える。しかしながら、可能な限りにおいて、必要と思われる手続きは踏んでおかなければならないであろう。

「老子處齋口義」の受容

本注釈の内容面における特徴は、既述のように、「老子處齋口義」に依拠立脚した注釈が甚だ多い点にある。本抄において「此注ハ——」「ト注ニモ云ゾ」「注ニ——ト云也」「ト注セリ」「ハ——ト注ノアル」等と言う場合、これらの

「注」はまず殆ど林希逸の注説を意味している⁽¹⁾。また本著者は、概ね林氏口義の叙述に沿って講述を進めており、林注依用を前提としていると理解される。これは虞齋口義本の普及を示す徴証でもあり、本書成立当時の同本の流布状況を示してもいる。従って、視点を逆に据えれば、本邦における老子受容史上、虞齋口義が弘通した時代の内に、本書成立の時期を想定出来る可能性を孕んでいる。

『老子虞齋口義』の本邦における受容と流通の経緯については「天理大學附屬天理図書館蔵『老子道德經河上公解（抄）』 翻印並に解題（下）」（『斯道文庫論集』第三十一輯、277頁・293頁・325頁）に於いて概略言及したところである。室町期以降、旧来の河上公章句に対する新注として、林氏注が講誦伝習されるようになる。その実相は、現存する複数の古写本『老子道德經』への虞齋口義の移写書入れと、その伝写の様態から概ね推知されるところである⁽³⁾。此の事實は、当時、同書の唐本、或いは韓本が舶載され、可成な程度に普及していた実状を示している。当初渡来したであろう宋元版⁽⁴⁾また明初同前期頃の刊本の伝存本を確認するのは困難な現状にあるが、台北故宮博物院蔵楊氏觀海堂旧蔵の「明前期」刊本は、室町期の加点書入れがあり、中世

以来の伝来本と認められる⁽⁵⁾。また内閣文庫蔵明萬曆二（一五七四）年敬義堂刊本は林羅山旧蔵書で、近世初頭に舶載された伝来本であろう⁽⁶⁾。更に、其の敬義堂刊本の覆刻である同じく内閣文庫蔵の紅葉山文庫本明萬曆五年（一五七七）序刊本⁽⁷⁾、台北故宮博物院蔵楊氏觀海堂旧蔵の朝鮮旧刊本等は、（慶長）刊古活字版刊行以前の渡来本である可能性が大きい。

同書は、近世初から江戸時代前期にかけて、河上公章句本を圧倒して普及していった。「室町末近世初」書写の伝写本が伝存し、慶長から元和年間にかけて、古活字版四種五版が刊行され、寛永四年（一六一八）には、京都の安田安昌が「元和」刊古活字版の覆刻整版訓点本を刊行、同版は翌々寛永六年には再度覆刻重刊されている。更に、正保四年（一六四七）に林羅山の首書点本が京の林甚右衛門から刊行され、翌五年には早くも豊興堂中野小左衛門がその覆刻本を出し、同本はその後も首書を増補して明暦三年（一六五七）、延寶二年（一六七四）と京の上村次郎右衛門から重刊された。此の首書本の他にも、寛文頃と推定されるが、即非如一の校点本が刊行されている⁽⁸⁾。

更に、江戸時代前期にかけて撰述された、林羅山の『諺解』にはじまる虞齋口義の注釈、或いは虞齋口義に基づいた老子注

釈書が少なからず伝存していることも、当代における、同書の流行を物語るものであろう。⁽¹⁰⁾

このように、近世初頭以後、河上公章句本に代わって虞齋口義本が急速に普及していった事實は、伝本調査を通して裏付けられる。(注9)は、その結果を結論的に目録化したものである。その調査結果から更に、江戸時代前期を下ると同書の盛行が漸く収束に向かう事実も明らかとなる。古活字版に始まり再三にわたった同書の刊行は延寶二年跋刊本を最後に重刊されることはなく、明治に至るまで蔵板印行者を転じて重印重修が繰り返されたに過ぎないのである。

虞齋口義が衰微に向かった要因としては、一つには、明から舶載された新しい注釈諸本が、旧注に飽き足りない儒者たちの間に漸次に浸透流布していったことが考えられる。殊に承應二年(一六五三)に京の小嶋市郎右衛門が明焦竑撰『老子翼』六卷を刊行した⁽¹¹⁾事の影響は少なくなかったように思われる。同書は古来の六十四家の注説を薈萃し、焦竑の自注及び自著『焦氏筆乘』より関係条項を移載し、卷五・六には附録として諸家の伝記評論を輯め、卷末に考異を添えて諸本との同異を示してある。『老子』の理解解釈の為には、至便な書物として歓迎され

たに相違あるまい。明萬曆十六年(一五八八)序刊本が原刻と認められ、江戸時代初期には舶載されて和刻本刊行以前より普及流通していた形跡が窺える。⁽¹²⁾

次に考えられる要因としては、王弼注本の流行であろう。享保十七年(一七三二)に江戸盧橋堂野田太兵衛から岡田阜谷の校点本が刊行され、⁽¹³⁾明和七年(一七七〇)には、江戸松本善兵衛等から宇佐美瀧水の考訂本が出た。⁽¹⁴⁾此の明和刊本の、現存本数は群を抜いて多く、他の老子諸本を遙かに凌駕して流通した感がある。この様な事情のもとで、江戸時代中期以後に輩出した『老子』注釈書は、もはや虞齋口義に拘泥するものではなく、広く諸家の注釈を参照し消化して自説を敷衍主張する体式へと変化していったように観ぜられるのである。

如上の諸伝本流通の実情を鑑みるに、虞齋口義本が隆盛であったのは江戸時代前期までに限られるのであって、従って虞齋口義を言わば骨格とした本注釈の成立時期は、大枠、近世初から江戸時代前期の間に想定して、まず大過無いものと考えられる。

成立時期下限の推定

次の問題として、此の近世初から江戸前期という時代の枠の

中で、更に上限及び下限を設定する事が可能か否か、詮索してみることがある。

先ず、下限について考えてみたい。本書と近接した年代に成立したと思われる同類の注釈書と、その内容の新旧を比較する事によって、その先後関係を推論出来るはずで、本書より内容的に斬新であり後出と認められる著作の成立年代が判明する場合、それが下限の目安となる。今ここで内容の詳細について検討する余力はないが、新旧を鑑別するために、一つの観点を、引証とされた『老子』の注釈書類に置いてみたい。その検証の結果は、撰述の先後を判断するための、慥かな根拠となるものと考ええる。

本書が引用する老子注釈書は、虞齋口義の他には河上公章句に限られ、別に『性理大全』巻五七に見えている宋朱熹等諸家の所説を引証とするに過ぎない。明人による『老子』本文内容を対象とした注説は、全く見られない。この事を確認した上で、撰述年代が近接している注釈書類との比較を試みておく。

寛永四年（一六二七）書写天理図書館蔵『老子道德經河上公解〔抄〕⁽¹⁶⁾』には、明林兆恩撰『林子道德經釋略⁽¹⁷⁾』（萬曆一六年）（一五八八）及び、明閻鶴洲編『新刊道書全集⁽¹⁸⁾』（明萬

曆一十九年（一五九一）序刊）からの引用が見える。しかしながら、此の両書の引用が無いという理由で、直ちに本書が該書の成立より先行すると推断するのは早計であろう。該書に引かれた両書は、当代以後において一般に通行していたとは必ずしも言えず、本書著者はたまたま接する機会を得なかつたと推測することも可能である。

また、林羅山の諸注即ち「首書」及び「諺解」「抄」（注9・10参照）をみれば、薛蕙（「大寧薛氏集解」⁽¹⁹⁾）「薛君采曰」「薛曰」等と標記）、朱之得（「通義」⁽²⁰⁾）、陸西星⁽²¹⁾、焦竑（「焦氏」「筆乘」「老子翼云」「焦弱侯老子評苑」⁽²²⁾）、林兆恩（「林子曰」、注17参照）、李贄（「李卓吾老子評」）等明人諸家注説、或いは「諸子品節」⁽²³⁾の引用が認められ、特に焦竑撰『老子翼』を引証とする注説が頻出している。

また、人見卜幽撰『老子虞齋口義抄』⁽²⁵⁾（寛永十年（一六三三）自跋）には、焦竑（「老子翼」）、湯賓尹（「歷子品粹」⁽²⁶⁾）、陳懿典（「陳孟常二經精解」⁽²⁷⁾）、陳繼儒（「老莊雋」⁽²⁸⁾）等の明人注説の引用が見え、同書においても『老子翼』を引証とする叙述が多見している。

既述のように、明版『老子翼』は江戸初期には舶載され（注

12・13参照)、以後通行したテキストであり、承應二年(一六五三)には翻刻刊行されている(注11参照)。羅山、ト幽が共に縷々参照した同書を、未だ全く引用していない故をもって、直ちに本書が両者に先行すると即断するには危懼が残るが、一方で『老子翼』が翻刊された承應二年以後の成立であるとする合理性は極めて乏しいと言えよう。この年を逆上る蓋然性は大きいと考えられる。

更に、本書成立時期の下限を考える上で、注目されるのは、正保四年(一六四七)に刊行された林羅山の首書加点本(注9参照)であろう。本注釈において羅山の首書を参照したと思われる形跡は見当たらない。また、慮齋口義の訓法において羅山点と相違している箇所が確認され、本書は寧ろ、寛永四年(一六八)刊本の訓点と符合している。次の例が指摘できる。

①第二十二章の口義「能枉而後能直」を本書は「能枉ニノ而後ニ能直也」(18オ6)と訓じているが、羅山点は「枉ニノ」を「枉ケテ」と訓む。寛永刊本は本書に同じ。

②同じく「能窪而後能盈能弊而後能新也」を本書は「能窪ナレバ能ク盈能弊ニノ能新也」(18オ11)と訓むが、羅山は「弊ニノ」を「ヤフレテ」と訓む。寛永刊本は本書に同じ。

③第二十八章の口義「天地之間官於物者之長也」を本書は「天地ノ間物ニ官タル者ノ頂上ノ長者也」(24ウ11)と訓むが、羅山は「官タル者」を「ツカサドル者」と訓んでいる。寛永刊本は本書に同じ。

④第三十三章口義「有力角力於外者也」の「角」について本書は「注ニ角ノ字ヲフル、ト讀セタ角ハ觸也」(30オ3)と注するが、羅山点は「アラソフ」と訓ませている。寛永刊本は「力ヲ有リトハカラ外ニフル、者ナリ」と訓み本注と符合する。

⑤第四十五章口義「前章曰窪則盈敵則新」を本書は「前章ニ窪レハ則盈敵レハ則新也」(42ウ9)と訓じてあるが、羅山は「クホキトキハ則チ盈チ敵トキハ則チ新ナリ」と訓む。寛永刊本は「クホカナレハ則チ盈ツ敵レハ則チ新ナリ」と訓ませ此れも本書と符合している。

以上、僅少な事例ではあるが、羅山首書を参照した形跡が無一事と合わせ考えれば、本著者は此の正保四年刊本の有無について不知であったと見なすのが合理的であろう。同本は刊行後相応に流布したはずであり、其の影響を未だ被っていない本注釈の成立は、此の刊年即ち、正保四年(一六四七)より以前に想定することが妥当と言え、この年を以て本書撰述年代の下限

と看做しておきたい。

成立時期上限の推定

次の問題として、成立時期の上限をどの年代で区切ることができるのか考索しておく必要がある。この問題についても注釈内容に即して仔細に比較研討すべきであるが、此処でも本注の引用漢籍に着目してみたい。参照図書・引用文辞については後に附載するので参照されたい。其の中で最も遅れて新しく渡来した漢籍であつて、其の渡来の時期が江戸時代初期或いは前期に下ると認められるならば、其の引用漢籍が、自ずと本書成立時期の上限を推定する指針となるであろう。その意味で「皈雲集」及び「小補韻會」の書名標記が注目される。

歸雲集

『歸雲集』は明陳士元撰。士元は、字は心叔。養吾、九霞道人、環中迂叟、江漢潛夫等と号し、湖北德安府應城の人。明正徳一一年（一五一六）生、萬曆二五年（一五九七）没、嘉靖二三年（一五四四）の進士。官は灤州知州に止まり、官途には不遇で、帰田して専ら著述教授に従つたようである。専伝は管見

に入らず生平の委細は詳らかにし得ないが、自著への序跋題識によつて、幾分かの情報を得る事が可能である。⁽²⁹⁾ その序跋の伝えるところに拠れば、編著は四部にわたつて多数が知られ、又『千頃堂書目』『四庫全書総目』に著録された著作も少なくない。⁽³⁰⁾ その内の主立ったものが『歸雲別集』『歸雲外集』として編刊されて現存している。

本書には、「皈雲集」の引用が一条、他に「陳士元云」と標記する引用が三条見えている。以上の内、「皈雲集云」（2ウ12）の一条及び「陳士元云」（2ウ1）、「又云」（2ウ2）の二条は、現行本『論語類考』巻七人物考第二「老彭」の項目に見え、行文中、文辞の省略があり、字句に脱落若しくは小異もみられるが、それは本書伝写の過程で生じた異同もしくは誤写の範囲と見做され、以上の三条は同書からの引用と確認される。⁽³¹⁾ 『論語類考』は、『歸雲別集』所収の一書であることから、「皈雲集」「陳士元云」の標記が用いられたのであろう。

また、（22オ2）の次の一条、

帝王ヲ万乗ノ主ト云ソ千乗万乗ノ儀ソ如^{款カ}論語類老^云、
の「論語類老」は恐らくは誤写と看做される。上記「皈雲集」「陳士元云」の引用が『論語類考』の文辞である事から類推す

れば、「老」は「考」に作るべきである。又、「類」字右旁の「款力」との存疑の書入れは、「老」字と同様、底本の書写字体の判読が困難であったことの暴れであつて、「類」のままて正しいと認められる。更に、「千乘万乘」の「万」は「百」字の譌であつて、『論語類考』卷四田則考「千乘百乘」項目の内容を意味するものと理解される。尚、(3才6)の「陳士元云」の一条に就いては、未だその出処を確認できない。

ここで、『歸雲集』乃至は『論語類考』の伝本及び其の伝来について考索しておく必要がある。『國史經籍志』卷五集類別集に「陳士元歸雲三集七十四卷」、「千頃堂書目」卷二三別集類に「陳士元歸雲三集七十四卷」、「明史藝文志」集類別集に「陳士元歸雲集七十五卷」と著録する。また、「歸雲別集引」（萬曆一一年陳士元識）に「隱居有歸雲前集後集續集、皆酬應之作、録梓未竟」と、更に「刻岳紀序」（萬曆二〇年羅紳撰）にも「而杜門著書、摠發所蘊、所著有歸雲前集後集續集別集外集數十種」（注30参照）と見える。以上指摘される「歸雲三集七十四卷」「歸雲集七十五卷」「歸雲前集後集續集」は士元自撰の家集で同一書と看做してよいと思われるが、未刊のまま逸伝したようで、諸所の蔵書目録に当たり検索博搜に努めてみたが未だ

現存伝本は確認出来ない。

此の文集とは別に、主要著書を自ら輯めて刊行した『歸雲別集』『歸雲外集』が僅かながら伝存している。北京図書館に両集揃いの完本が儲蔵されているようで、『北京図書館古籍善本書目』子部叢書類に「歸雲別集七四卷歸雲外集六七卷 明陳士元撰 明萬曆十一、十七年自刻本四十冊」が著録されている⁽³²⁾。

そこで、此の別集七四卷外集六七卷の原刻明版が我が国へ渡来した事実を確認した上で、その時期について検証しておく必要がある。本書に引用標記される「皈雲集」は上記の文集を指すのではなく、『歸雲別集』『歸雲外集』の簡称或いは総称と考えられるからである。実は、『歸雲別集』は清道光一三年（一八三三）に呉毓梅によって重刊⁽³³⁾され、その本は『書籍元帳』の記録に拠れば、天保一一年（一八四〇）に五部、同一二年に一部が舶載された事が明らかである⁽³⁴⁾。さらに、『購来書籍目録』⁽³⁵⁾の記録から、天保九年（一八三八）が新渡の年とほぼ確認出来る。従つて、それ以前の明版『歸雲別集』の渡来の事実が否定されれば、同書所収の『論語類考』を引用する本書の成立の年代は、論理上大幅な下方修正を念頭に、再考を余儀なくされる事態になりかねないのである。

明版『歸雲別集』七四卷の日本に於ける伝来本は、その所在を未だ確認することが出来ない。ただ、同書卷十九―二十五は『古俗字略』七卷附補一卷を収めるのであるが、内閣文庫に同書の〔明〕刊本五冊（経五〇・四）が楓山文庫本として儲蔵されている。⁽³⁶⁾ 同本は四周単辺（一九・三×一二・四糎）、有界、毎半葉七行、版心白口無魚尾「字略卷幾（丁付）」の版式で、此の版式は、次に述べる〔明〕刊『歸雲外集』と酷似している。また、卷頭題署体式は現状では「古俗字略卷之幾ノ（低一〇格）應城陳士元輯」とあるが、毎巻首行の書名卷数下は一字分を隔てた所より約六乃至七格分の料紙を僅かに界線のみを残す様に切り取り、裏から紙質のよく似た紙片を当てて、実に巧妙に空格の様に繕つてある。〔明〕刊『歸雲外集』収載の各書は、この箇所「歸雲外集」と刻してある。また、上記清道光三年吳毓梅校刊『歸雲別集』も、同様の体式を襲っており、此の剪紙された部分には本来「歸雲別集十九（―二十五）」の六乃至七字が刻してあった事は確実である。恐らくは叢書零本であることを嫌つての所為であろう。尚、同様の工作が、後述の内閣文庫蔵毛利高標旧蔵の『歸雲外集』卷三十六―四十一所収『象教皮編』六卷および、慶応義塾図書館蔵田中萃一郎旧蔵の

『諸史夷語音義』四卷（『歸雲外集』卷六十一―六十三⁽³⁷⁾）にも認められる。従つて、楓山文庫本『古俗字略』七卷附補一卷は明版『歸雲別集』七四卷の零本であること殆ど疑う余地はないであろう。しかしながら、この『古俗字略』明刊本は内閣文庫蔵本の他には管見に入らず、その渡来の年代、或いは楓山文庫入蔵の経緯に就いても、未だ明らかではない。但、同書或いは『歸雲別集』が、江戸時代初期頃には渡来していたであろうとの推測を排除できるだけの論拠もまた見当たらない。

『歸雲外集』六七卷は、『唐本類書考』⁽³⁸⁾ 卷下に著録され、また向井富編『商舶載來書目』（写本五冊 国立国会図書館蔵）には、享保八年（一七二三）に一部二套が舶載された記録が残る。⁽³⁹⁾ 従つて江戸中期頃には、市中書肆の間に流通し、或いは然るべき所蔵者を得て儒門諸家の間に於いて相応に周知利用されていたものと考えられる。後に触れる陽明文庫蔵の近衛家熙手沢本等の伝本は、その恰好の事例であろう。しかし、享保八年は、勿論、同書新渡の年を意味してはいない。

同書の明刊本が内閣文庫、名古屋市蓬左文庫及び陽明文庫に架蔵されている。⁽⁴⁰⁾

陽明文庫本は、印行当時の分冊の次第を留める二〇冊の完本

である。雅致のある唐紙を用いた改装表紙に、近衛家熙（寛文七〇一六六七〱元文一〇一七三六〱）筆の端麗な外題が鮮やかで、家熙公蒐集漢籍の内の一部とみられる。従って、元禄から享保にかけての間に、長崎を経由して購得収蔵された図書である可能性が大きく、或いは『商舶載來書目』所載の本そのものであるかもしれない。従って、江戸時代初期の流布状況如何を問う本旨の対象からは除外されてよい伝来本である。

内閣文庫所蔵本は毛利高標（寶曆五〇一七五五〱享和元一〇一八〇一〱）旧蔵の有欠一六冊、全六十七巻の内、三十四巻を缺く。此の欠巻は、『紅粟齋蔵書目録』等の記載から、高標旧蔵時以来であることが判る。所収の『象教皮編』六卷六冊及び『荒史』六卷二冊の巻首には「佐伯侯毛利／高標字培松／蔵書畫之印」の印記が捺されている。それ以外には通蔵者を記す印記或いは所持識語等は認められず、渡来の時期と、高標が収蔵するに至った経緯を推定できる徴証は得られないのが遺憾である。高標が、当時、長崎の唐商より大量の漢籍を購求した事実が明らかになっている。⁽⁴⁾しかし、本帙は、高標自らが長崎經由で取得したのではなく、既に早く船載され市中に流通していたものを購得したか、若しくは、然るべき所蔵者から譲り受け

たものと考えたい。即ち、同本渡来の年代を江戸前期以前に想定出来る可能性はなお存していることを指摘しておきたい。尚、高標の蔵書印が捺してある書とそうでない書が混在していること、特に、『象教皮編』の六冊は、版式、料紙が他の書と異なり、又、次に述べる、原裝を留めていると思われる蓬左文庫蔵『歸雲外集』所収本とは別版であることを考えると、本帙は当初から現状の存巻を保っていたのではなく、各書はそれぞれに、少なくとも二つ或いは三つに離れた状態で流通していて、それを後に、恐らくは高標が寄せ合わせたものと推測される。

蓬左文庫所蔵本は存首四十三巻、後半の『荒史』以下を欠く一〇冊で、徳川義直（慶長五〇一六〇〇〱慶安三〇一六五〇〱）蒐集本である。蓬左文庫蔵〔寛永〕写『御書籍之目録』⁽⁴²⁾の後半は、義直蒐集典籍を年次毎に著録してあるが、同目には「已上五十三部子年被召上」漢籍の内の一部として「販雲外集 十冊 唐本」（「唐本」二字は付箋）が録され、現行の『名古屋市蓬左文庫漢籍分類目録』には、此の著録等に拠って「寛永十三年買本」と記してある。従って同書は寛永一〇年前後には日本に見存していた事実が判明する。同本は、元題簽、目録題簽を存し、分冊の次第は、原形を保っていると見られ、現存一〇冊は、

『御書籍之目録』著録の冊数と符合し、蒐集当初から現状と同じ有欠本であったと考えられる。

その外に、『歸雲外集』所収の各書が、単行、単印或いは零本として伝来している事例がある。

内閣文庫には楓山文庫旧蔵の『象教皮編』六卷三冊の〔明〕刊本⁽⁴³⁾が存し、此の本は『御文庫目録』⁽⁴⁴⁾著録本に該当するものと考えられる。同目は紅葉山文庫の蔵書を、書名の以呂波別に部分けし、それぞれを寛永一六年から享保七年までの収蔵年ごとに著録した目録であると言われる。部によっては寛永一六年の項の前に纏められた図書もあり、その分は、同年以前の収蔵書と看做されている。その「之」部の寛永一六年収蔵書より前の所に「象教皮編」の書名が見える。これは即ち、内閣文庫に現蔵する『象教皮編』六卷三冊と考えられ、従って同本は寛永以来の伝来本である事殆ど疑いない。

また、蓬左文庫にも同じく『象教皮編』六卷三冊の〔明〕刊本⁽⁴⁵⁾が架蔵され、同本は『御書籍之目録』著録本であって、上記の『歸雲外集』と同じく「已上五十三部子年被召上」漢籍の内の一冊として、「皮編 三冊」と録された本に相当し、即ち寛永一三年買本、徳川義直蒐集本である。

その外、江戸初期にまで遡る伝来本である確証は得られないが、管見に入るものに慶應義塾図書館蔵の『諸史夷語音義』⁽³⁷⁾、内閣文庫蔵兼葭堂旧蔵の『荒史』⁽⁴⁶⁾、故長沢規矩也博士蔵の『俚言解』⁽⁴⁷⁾等がある。

この様に、確認できる伝本の数は決して多いとは言えないが、伝来の間逸失隠滅した本が有ったであろうことを考慮に入れば、江戸時代初期において、『歸雲外集』或いは其の所収各書は、それなりに弘通していたものと想定すべきであろう。

以上の縷述を以て類推するならば、『歸雲外集』と同様に、『歸雲別集』についても、当時或いはそれよりも少しく早くに舶載されたとする推定には、充分に蓋然性が認められると、認識しておいて障り無いものと思われる。

『論語類考』二〇巻は、論語の名物典故を考證した著述で、『歸雲別集』巻三十四―五十三に収められる。其の原刻明刊本は未だ目睹し得ないのであるが、『湖海樓叢書』所収本（注31参照）等に拠れば嘉靖三九年（一五六〇）の自序を冠し、その歳の撰成にかかる⁽⁴⁸⁾と看做される。明嘉靖三九年は我が永祿三年に当たり、『歸雲別集』初版刊行年である萬曆十一年（一五八三）即ち天正十一年よりさらに、二十年以上を遡るのであるが、

我が国への渡来は、其の刊行以後のことと見るのが穏当であろう。『帰雲別集』或いは単行単印若しくは叢書零本としての『論語類考』明刊本が、伝来本として現存するのかもしれないのか、今後の博搜の成果を期待するところである。

此れまで述べてきたことに拠って、即ち『歸雲別集』所収の『古俗字略』明版の伝来本が確認される事、また『歸雲外集』明版について寛永以来の伝存本が確認された事によって、『歸雲別集』若しくは『論語類考』が江戸時代初期には舶載齋来され見存したことは、推測の域を出て殆ど確かな事実と考えられる。翻って、本書が江戸初期の撰述であると認められるのであれば、そこに引用されているという事実は、その傍証として動かしがたい徴ともなり、また、当時に於ける同書の流通と利用の実態が片々ながらも明らかとなることでもある。

ただ、如上の事実を以てしても、この時の渡来が同書の初伝とする証左とはなり得ない。更に、『歸雲別集』初版刊行年である萬曆一一年即ち天正一一年以後、文禄、慶長、元和の間に撰述された注釈抄物類また諸書への書入れの精査を怠ち、同書利用の有無が確認されなければならないであろう。

しかしながら、萬曆一一年の自刻本初版刊行後五十年足らず

しての渡来は、当時に在ってはなお遅きに過ぎるとも言えないのではなからうか。寛永年間前半期を本書成立時期の上限とする妥当性は、許容される範囲の内にあると考えている。

小補韻會

次に検証しておかねばならない問題は、「小補韻會」の引用に就いてである。

「小補韻會」とは、明方日升撰の『古今韻會舉要小補』三〇卷の簡稱であろうことは容易に察知されるところである。より一般的には「韻會小補」の称呼が通用されてきたようで、『四庫提要』も「韻會小補」と題して經部小學類存目二に著録している。同書は『古今韻會舉要』の内容をそのまま踏襲し、各声韻内の標字の配列に改変を加え音義注釈を増補した韻書で、萬曆三四年（一六〇六）序刊本が初版であろう。日本では正保五年（一六四八）に、その明版に拠って京村上平樂寺から覆刻刊行されている。⁴⁹

本書には、「小補韻會」の引用標記が二カ所に見えている。（31才9）（49才3）であるが、後掲の「参照図書・引用文辭一覽」に示したように、標記がないところで明らかに同書を参照

或いは引用したと認められる箇所が二十数カ所に渡って指摘できる。また、「韻會」と標記されている引用文句で『古今韻會舉要』には見えず、『古今韻會舉要小補』の増補された注文を含む場合が、例えば(12才10)(12ウ1)のようにある。此の事例を念頭に置けば、『古今韻會舉要小補』が『古今韻會舉要』の音義注釈を殆どそのままの形で継承収載している為に、引用文句が『古今韻會舉要』の文句と同文の場合に、直接には両書の何れに拠ったものなのか、判断することは事実上難しい。寧ろ後掲の文辞一覧に示した「韻會」の引用文は、上記二例に限らず、実は「小補韻會」からの引用である可能性が濃厚である。だとすれば、本書の音義字義注釈に於ける『古今韻會舉要小補』の利用度は甚だ大きいものと言えよう。

本著者が同書を参照するに当たって、明版を使用したのか、正保五年刊の和刻本に拠ったのか、まず確認しておかなければならない。そのためには、両版の相違を明らかにした上で、本書引用の文辞が何れの版を反映したものであるかを示せば、端的に結論が得られるはずである。しかしながら、和刻本は明版の覆刻であることから、本来的には、誤刻を除けば本文に異同は無いわけで、同書全体から見ればごく一部である引用文句の

対校によって判断することは、本書に誤写衍脱が多いこともあって、必ずしも有効な手段とは言い難い。従って、これまでの推論過程を踏まえ、矛盾撞着が回避可能な更なる推論に期待する他は無いであろう。

既述のように、本書の成立は、林羅山の訓点注釈が通行する前、即ち正保四年(一六四七)の羅山点首書本『老子處齋口義』刊行以前に想定することが妥当であると推定した。正保五年には同本の覆刻本が刊行されていることでもあり、同年刊行の『小補韻會』和刻本を利用したとするならば、論理上矛盾が生じる。従って同書を参照するに当たっては、明版が利用されたと考えざるを得ない。覆刻は、当然の事として当代の需要に応じて行われたはずで、そのことは覆刻以前の同書明刊本の流布を裏付け、本著者が同本を利用しうる流通事情は具わっていたと看做すことができよう。更に、和刻本の訓点と本書引用文の訓みとを比較してみると、一致しない場合が少なくない事も、明刊本が利用されたことの傍証となろうかと思量される。

『古今韻會舉要小補』が引用されていることで、本書の成立時期の上限をより限定する事が可能になる。同書の初版は、首に冠する「韻會小補引」(萬曆丙午上元日雲杜周士顯書於建陽

之日涉園)の「為梓於建陽行之以俟博學好古者攷焉」との結句から、此の序の紀年を以て明萬曆三四年(一六〇六)序刊と看做される。萬曆三四年は我が邦の慶長一一年に当たる。今仮に同版が舶載されるまでに十年を要したとすれば、初渡の時期は元和初年頃となり、本書の成立時期の上限をひとまず此の年代に設定することが許されるであろう。

明版「古今韻會舉要小補」の初渡の年代を推定するための有効な資料は見当たらないが、現存する諸伝本(注49参照)に就いて、伝来の経緯をどこまで遡って辿ることが可能か検証しておきたい。

蓬左文庫所蔵本は大本二二冊(一一八・八)、後補茶褐色空押し唐草文艶出し表紙(二六・六×一六・九糎)、各冊「韻會小補 一(一十二)」と打ち付けに墨書され、江戸中期頃の改装にかかると認められる。「御／本」(朱方)の印記を有する徳川義直蒐集本で、『御書籍之目録』に「以上廿五部寅年買本」として著録された「小補韻會 二帖 西(張紙) 有御印 唐本 (張紙)十二冊」であることは疑いない。従って寛永三年(一六二六)以来の尾張徳川家襲蔵本である。

宮内庁書陵部所蔵本は大本二〇冊(四〇一・六一)、恐らく

は原装の、茶色表紙(二七・四×一六・五糎)、黄色地の後補書題簽に「韻會小補 一(一三十九) 三十終」と墨書。「韻會小補敘」「韻會小補再敘」等末の紀年を削除、また巻一首二丁の版心題の一部を削去するなどの加修が看られる後印本である。「環溪太原／王氏振記」(朱長方)の唐人の印記を存し、「秘閣／圖書／之章」(朱方)の印が捺された紅葉山文庫旧蔵本で、「御文庫目録」の「以」部寛永十六 己卯 年著録の「韻會小補」若しくは寛永十九 壬午 年に著録された「韻會小補 二部」の内の一部と考えられる。

また、無窮会図書館平沼文庫蔵河合槃山旧蔵の大本二〇冊(六六六)は未修本で、「親／章」(朱方)の古味を帯びた印記を有し、伝来の古さを感じさせる。

その他の現存伝本の内には、江戸時代中後期以後の伝来本、或いは近時における舶載本が混在していることは言うまでもない。しかし、蓬左文庫蔵本、宮内庁書陵部蔵本の如き、江戸初期以来の伝来本が確認されることによつて、同書が慥に当時即ち寛永初年頃には既に舶載され、弘通していたとの推定が裏付けられる。

以上、支離として散漫な贅言を繰り返してきたが、要するに、

河上公章句本をもしばしば参照していること、明人の老子注釈書の引用が殆ど無いこと、林羅山の校点首書本を利用した形跡が認められないこと、明版『論語類考』或いは『歸雲別集』及び『古今韻會舉要小補』を引証としていること等を合わせ勘案して、本書の撰述の時期は、江戸初寛永初年頃と推定しておきたい。遅くとも、林羅山の抄物、首書本が流布する以前であり、江戸前期には下らないと言えるであろう。

書写年代の推定

本写本の現在情況即ち、装訂、料紙、書写の様態等に鑑み総合的經驗的に判断して、江戸前期頃の書写にかかると推定した。この本が書写されたのは、本書成立の時期からは、年代的にも空間的にもある程度の隔たりが感ぜられるのである。しかしながら、それを裏付ける論理的、物証的な根拠には甚だ乏しい。

本写本の藍本は、恐らくは著者の未定の稿本或いは口述筆録本であったであろう。それがどの様な情況に在って伝写者の手に渡ったものなのか、伝写者と本書作成者との間に何らかの繋累が存在したものなのかどうか。あくまで憶測の域を出るものではないが、本写本には、誤写、衍文脱文が多く、再三にわたつ

て文脈に破綻を来しており、口述者筆録者或いは受講者等側近周辺にあるものが直接伝写に関与したものと考え難いのである。口述者即ち本書の著者、或いは受講筆録者を取り巻く時代的空間的に近接した場からは、相当に乖離隔絶した状況において伝写されたものと想定せざるを得ない。

林崎文庫への入蔵の時期が一応書写年代下限の目安となる。しかし、同文庫の古い時代の目録は現存せず、また、文庫運営の委細を伝える記録資料も甚だ乏しく、この本が収蔵されるに至った経緯は明らかにできないのが実状である。であるが、現存する目録・資料を検討し、その結果判明する諸事実を以て、推定書写年代に矛盾撞着の存するものでは無い事の傍証としたい。

林崎文庫の濫觴は、鎌倉末の荒木田経延が私的に経営した岡田文庫とされているが、機構、蔵書の面で直接の継承関係は無いと考えられる。下って貞享三年（一六八六）内宮祠官等の意を受けて山田奉行岡部駿河守勝重が聞達を致し、同四年丸山に造立された内宮文庫が現在の林崎文庫の淵源と看做されている。同文庫は元禄三年（一六九〇）に林崎の地に移築された。天明二年（一七八二）には都講蓬萊雅楽尚賢等の尽力のもと、文庫

の拡充整備と共に蔵書の充実が図られ、江戸、大坂、京都をはじめ諸国の人士に書籍奉納の芳志を募り、その功が実って、文庫の規模は飛躍的に拡大した。天明四年京都勤思堂村井古巖敬義が善本を含む大量の典籍を奉納した事実は周知されている。更に文政四年（一八二二）には、文庫の再建造立が行われた⁵⁰。

江戸時代に編纂された林崎文庫の目録には、奉納書目を除けば、大別して二種類が伝存している。その一つとして、「林崎文庫蔵書目録」と題される同群類の目録三巻本がある。この内、神宮文庫蔵萬延元年（一八六〇）写本三冊⁵¹には、各冊の扉に、「文政二〇卯年仕立ノ御役所江差出扣」との朱の識語があることから文政初年に編纂された目録であることが判る。また、同文庫蔵『村井敬義奉納書目』（江戸後期）写本三冊⁵²の中冊見返しに「此冊中朱ノ棒曳ハ文政元ノ年書目改之節ノ印也ノ但し朱ヲ曳ザルモノハノ本書目録ニ見ヘヌ分也」との朱書が存する。此の朱書は、文政元年に林崎文庫の蔵書改めが行われ、村井古巖奉納各書に就いて存逸の点検確認がなされた事実を示すものと理解される。此の『林崎文庫蔵書目録』は、その文政元年（一八一八）時の書目改め作業にともなって編纂された目録と看做され、更に、此の蔵書改めと目録編纂は、文政四年の文庫

再建の為の準備作業の一環であった可能性も考えられる。此の目録の巻中に、本書が「同〔老子〕虞齋口義發題 一冊」と著録されている。

林崎文庫の目録には他に、『林崎文庫書籍目録⁵³』がある。「神書伊勢之部」から「雑書」に及ぶ分類目録で、末に「鐵網戸棚入分」「巻軸之類」「筆道之部」「文政三年不入書目」「佛書之類」を附載してある。その「鐵網戸棚入分」の内に、本書が「老子虞齋口義發題 写 一」と著録されている。此の目録は、上記文政初年編纂の目録より後に、恐らくは、文政四年文庫再建以後に編纂された分類目録で、処々に「箱入」「別箱入」等との注記もあつて、配架出納の便も合わせ考慮された目録のようである。此の目録から、文庫内の配架状況の一端が知られるのであるが、本書はその「鐵網戸棚入分」として分類されており、一般の図書とは別に、重要図書扱いになっていたらしいと憶測されるのである。因に、「鐵網戸棚入分」には、「御本丸御奉納哥 一卷」「和漢朗詠集 正親町御宸筆 一」以下、名家真筆、古写、古版本が含まれ、漢籍には「古寫尚書 十三」「孝經 古版 一」「周易 古写 三」等の著録がみられる。

又、第一種の目録である『林崎文庫蔵書目録』の内、内閣文

庫蔵（内務省本）〔江戸後期〕写本半三冊（二一九・九三）には、各書冊数記載の左旁に「村井古巖敬義」「書生中」「守屋徳大夫昌綱」等の奉納者名を付記してある。同目録著録図書大部分に此の奉納者名付記が見えるが、本書にはその記載が無い。此の奉納者名の記入が何時なされたのか、文政二年仕立の目録に既にあつたものなのか、或いはやや遅れて加筆されたものなのか明らかではない。いずれにせよ此の記入は然るべき証文または奥書等の記録に従つてなされたはずである。天明四年の京都勤思堂奉納図書の殆どに「村井古巖敬義」の注記がある事を以てすれば、蓬萊尚賢等の蔵書充実計画が遂行された天明期以後の奉納図書であれば奉納者名が記されていてしかるべきであろう。本書にその記名が無いと言う事は、当時にあつて、既に本書の来歴は定かでは無かつたことを暗示しているように思われる。逆に、此の記載の無い書籍は寧ろ林崎文庫内での伝来の古さを示唆するもので、或いは貞享四年の文庫創建以来の所蔵書である可能性を孕んでいるのではないかと思量されるのである。

以上、林崎文庫の旧目録を検討してきた結果として、林崎文庫入蔵の時期に関して言えば、天明期以後とは考えられず、遅

くとも江戸中期には収蔵されていたと思われ、或いは前期貞享以来の伝来本の可能性も考えられる。従つて、本写本の書写年代を〔江戸前期〕と推定したことに就いて、それを否定排斥するに足る論拠となり得る事實は、此の限りにおいては無いものと判断される。

おわりに

本篇に於いて、先ず書誌事項の概要を記し、次いで撰述年代について、引用標記された「歸雲集」「小補韻會」の両書名を足掛かりに若干の検証を試み、また、書写年代について、林崎文庫の目録を頼りに不十分ながら些か知り得たところを述べてきた。しかし、まだ闡明し尽くせなかつた問題が多く残されている。ここで、幾分かの関繋する鄙見を提示して、懸案を回避したことの責を塞いでおきたい。

第一に、扱用された『老子』本文テキストを明らかにすることが出来なかつた。本書の藍本が虜齋口義本であることは、既述の通りである。しかし、数多い虜齋口義諸本のうちの版を使用したのは、掲出本文の字句が省略されていて甚だ少ないこと、またその字句が必ずしも忠実に移写されたものではなく

誤写も目につくことから、本文字句の異同校勘に拠っては、依拠テキストを特定することは殆ど不可能である。従って、本抄成立時期の推定年代当時、即ち江戸時代初期に於いて、本邦に伝存したことの確実な『老子虞齋口義』のテキストを現存伝本の調査結果を踏まえて指摘し、鳥瞰するほかに手だては無いのが実状である。注5-9に掲出した諸本の内から特定することは、不可能であろう。

第二点として、参照引用された河上公章句本文、同注文の検討がなされていない。引用の全文は「参照図書・引用文辞一覧」に一括集成した通りである。この引用に当たって拠用された河上公章句本文テキストを明確にせねばならないのであるが、此れも藍本同様に俄に特定することは難しいのが現実である。近世初当時に在って、河上公章句本の和刻刊本としては古活字版の他には無く、通行本としては先ず同本が念頭に昇るであろう。しかし、必ずしも此の古活字版に拠ったとは言えない節がある。一例を挙げれば、(32ウ5、⑩)の「喩ノ字匀會ニハ口ヘンナシ(略)河上公注本ニモ口偏ハナシ今ノ本口偏ハ誤リカ」とあるところを検証してみれば、陽明文庫蔵〔室町末〕写本、瀧川君山・武内義雄旧蔵〔室町末〕写本、東京大学総合図書館

蔵(南葵文庫旧蔵)〔室町末近世初〕写本、大東急記念文庫蔵〔室町〕写本、斯道文庫蔵〔南北朝〕写本等の古写本も同様であるが、古活字版及びその異植字版共に明らかに口偏が認められる。更に、現存する古鈔本各本間の同異に就き、精緻なる校勘を経た上で、他の事例と合わせてあらためて審査されるべき課題であろう。

また、河上公注説に従った訓法、河上公注本の伝統的訓法に言及した箇所が有り、室町以来の点本に拠って伝承された旧学の残影が認められる。(25オ6、⑬)に「河上公注ニハ已ヲハ語助用テノミト点セリ讀ム時儀其ノマ、通スル也」と、また、(47ウ3、⑳)に「河上公ニ出ル寸生入ル寸ニ死ト本經ニ点セリ」とみえる講述の如きは其の好例であろう。

此処に示された二つの事例から、河上公注本について言えば、江戸時代初期において、必ずしも古活字版のみが流布通行していた訳ではなく、なお、写本が行われていたものと認識すべきである。先に、天理図書館蔵『老子道德經河上公解〔抄〕』の解題に於いて示した鄙見を補足する意味で、特記しておきたい。また、河上公注に対する批判的な見解が指摘される。此れは、嘗て無かった注釈態度であって注目に値する。従来河上公注

の誦述伝授に終始した段階から、新注を受容し対比の上優劣を判じた点、明らかに、新しい変化が見て取れる。後掲「一覽」老子河上公章句の項の⑥⑦⑫⑭等がその例として挙げられよう。注釈史上の一齣として、更に精察を必要とする問題点である。一方で、此の兩注の対比は、林希逸注を是として採択し、河上公注を旧注として否とするものであつて、林注への批判的な講述は一切なく、全面的に信を置く態度は、従来の河上公注への対処の仕方と変わるところが無い。この点で、当代に於ける、或いは著者自身の『老子』理解の限界が窺われ、注釈史に於ける時代的な制約が表れていると言えるのではないか。

第三点として、『老子虞齋口義』享受史上に於ける位置づけが充分でなかつた。従来、林羅山の口義加点の業績が誇張されてきた嫌がある。羅山の元和四年（一六一八）識の「老子口義跋」に、「惟肖始讀莊子希逸口義、爾來比比皆然、雖然未及老子希逸口義、至於今人皆依河上公、余嘗見道書全書、載老子數家注（略）希逸視諸家最為優、今余隨見隨點、而附倭訓于旁」（『羅山林先生文集』卷五十四、訓点は省略）と見え、その加点本が普及したことに拠るのであるが、虞齋口義の享受の歴史が、此の羅山の加点に始まるものではないことは、前稿におい

て指摘した通りである。それはそれとして、本抄は、時代的には、その羅山加点とほぼ同じ頃、或いは其の普及にやや先立つ頃に講述され、虞齋口義享受の様相を、より具体的に示す文献資料である。林希逸注を積極的に導入した最も早い時期の老子注釈書として、あらためて顕彰されなければならないであろう。

最後になるが、大きな懸案として、撰述者が誰であるかの問題が残る。遺憾ながら、抄者については杳として明らかでない。わずかに、撰述書として他に『中庸抄』があることが「人ノ生死存亡皆此ノ一ニ本ツク也予ガ中庸講スル時此説アラ／＼抄若得之觀之可明」（48オ8）の一条によつて知られる。追究の手がかりとなる注目すべき口述として特に指摘しておきたい。

如上の諸事を慮れば、我が国における『老子』受容の推移を窺う上で、また『老子』注釈史上、ことのほか欠如している、当代の現存資料を補足し得る点からも、本書は極めて重要な図書資料であると言わねばならない。此の紹介を期に、斯界に周知せられることを望むと共に、諸方面からの一層の考究を可能にするために、複製影印本の刊行を秘かに願うものである。

当該資料の複写及び翻印を認可して下さり、調査閲覧に際しては多大のご高配便宜を賜った神宮文庫長、また文庫員の皆様

へは厚く感謝申し上げる。本篇作成に当たっては、関連資料の調査のため国立国会図書館、東洋文庫、宮内庁書陵部、内閣文庫、東京大学総合図書館、同東洋文化研究所、京都大学附属図書館、同文学部閲覧室、同人文科学研究所、筑波大学附属図書館、九州大学文学部、岡山大学附属図書館、大東文化大学図書館、天理大学附属天理図書館、龍谷大学図書館、大阪府立中之島図書館、京都府立総合資料館、宮城県図書館、名古屋市蓬左文庫、静嘉堂文庫、尊経閣文庫、無窮会図書館、陽明文庫、武田科学振興財団杏雨書屋、阪本龍門文庫へ閲覧申請願ひ上げた。閲覧に際し担当各位の御高配を忝けなくした。末筆ながら深謝いたすと共に厚く御礼申し上げます。

注1 本書において引用援用された林希逸注は以下の通り。各条下の括弧内に、本書に標記された章次数、丁数・表裏・行数を記す。虞齋口義原文に相当する辞句には傍点を付す。誤字脱文行文は、翻印編の補訂するところに従う。異体字は通行字体に改める。

①此ヲ誤テ水ノ上善カ七ツ有テ見立ツルハ悪キ儀理也ト注ニモ云ゾ
(八、5ウ1)

②注ニ牽強ト云ハ水ノ上善カ七ツアルト見タル儀理ハコヤワリ牽引ノツヨキ馬ノ口ヲ横サマニ引ヨフナ儀理ナリ老子此ノ書ノ本儀旨ニアラズト云也
(八、5ウ12)

③魄ハ精也氣也ト注セリ此載管魄ノ三字ハ老子深意ナリト云ゾ
(十、7オ8)

④此ノ文至テ奇怪ナル故ニ注ニモ如謎語ト云ゾ
(十、7ウ3)

⑤垢モ塵モサツト拂ヒノクレバ清淨潔白ナルカ潔白メカセヌ也其ノ處ヲ注ニモ不垢不浄ト云ゾ
(十、8オ11)

⑥注ニ陶一エヌチノハニツチヲ子ヤシテスルハ陶ト云テツホヤ茶碗抔作ル處ノ一也
(十一、9ウ1)

⑦注ニ此五支ヲ挙テ大畧也
(十二、9ウ8)

⑧注ニ若ハ而也ト云呈シカモ驚也
(十三、9ウ13)

⑨注ニ両ノ何謂ニハ兩意アリト云ハ初ノ何謂ハ寵辱不足言何ゾ謂ン寵辱ト也次ノ何謂ハ大患ヲ貴ブナリ何ゾ此身ニ随テ大患ヲ貴フヲ何ゾ謂ントナリ林氏逸カ注ノ字面如此歟
(十三、10オ12)

⑩此注ハ玄ト妙トヲ一ニ通スルヲバニニカケタソ
(十五、12オ3)

- ① 注ニハ遅回ノ意也ト云ゾ進マヌ兒也 (十五、12才7)
- ② 猶ハ夷猶ト注ノアル (十五、12才10)
- ③ 凝定ト注スルキツトノ居ル事也 (十五、12才6)
- ④ 注ニ引商人ト云ミ作レ誓尚書ノ湯誓篇ニアル事カ (十七、14才6)
- ⑤ 猶夷猶也トイヘリ猶ハ安然ノ意也ト注ス (十七、14才13)
- ⑥ 属ノ字注周礼属民讀法之属トハ周礼ニ曰 (十九、15才5)
- ⑦ 注ニ云如ク禪家ニ不合点ノ者カ豁ク然大悟ナト、云テ因果ヲ撥無スルハ大悪邪見也 (二十、16才4)
- ⑧ 孔ハ盛也ト注スルホトニ盛徳ヲ孔徳トシタソ (二十一、17才6)
- ⑨ 徳ノ字如レ注ノ可見大学ノ抄ノ儀ト同シ (二十一、17才7)
- ⑩ 注ニ云孟子ニ曰動——トハ孟子尽心之篇ニ有ルソ曰 (二十一、17才9)
- ⑪ 恍惚窈冥ノ中ニ象アリ物有リ精アリト云ハ前ノ七章ノ注ニ云ヘル真空實有ト云ト同事ナリト云ソ (二十一、17才4)
- ⑫ 閱ハ注ニ歴閱ト云ソ (二十一、17才7)
- ⑬ 衆甫ハ衆美ト注ス (二十一、17才8)
- ⑭ 枉ニハ則直ナル事可レ有サレバ注ニモ能枉ニノ而後ニ能直也トスル也 (二十二、18才6)
- ⑮ 敵ハフルキト前ノ段ニ注セリ (二十二、18才10)
- ⑯ サレバ注ニハ能窪ナレバ能ク盈能弊ニノ能新也皆是不足后ニ有レ餘儀也 (二十二、18才11)
- ⑰ 注ニ二句斥スヘシト云リ (二十二、18才1)
- ⑱ 有長トハ久キヲ有リト云ギト注ス (二十二、18才5)
- ⑲ 注ニ易ヲ引 (二十四、20才7)
- ⑳ 注ニ餘食贅行皆長物也ト云ハ長物トハ (二十四、20才10)
- ㉑ 注ニ莊子駢拇之篇アリ (二十四、20才1)
- ㉒ 莊子此類尤モ多ト云ソ莊子ニハ此例不レ一故不レ抄鼓舞ノ文ト云ハ様々ニ面白云カヘタル処ヲ云ソ注反ト云ヲ自反スルト取ハ非也ト云ソ (二十五、21才8)
- ㉓ 不離トハ離麗也注ニシタソ (二十六、21才10)
- ㉔ 身ヲ重トスレハ則知レ道知則知自然々々則無レ静無レ重況ヤ輕ト躁ト有ランヤト云ソ注ノ如ク書ス別義無之也 (二十六、22才9)
- ㉕ 注ニ莊子所謂滑疑追可レ考云 (二十七、23才9)
- ㉖ 不戒トハ無レ差失ト注スル也 (二十八、24才9)

- ③⑦復於無極トハ無極無物也ト注スト (二十八、24オ10)
- ③⑧注職覆——トハ覆天載ハ地也命我聞 聖人我聞也サレハ聖人ハ天地ノ間官レ物者頂上ノ長者也 (二十八、24ウ10)
- ③⑨注ニ莊子官天地云 (二十八、24ウ13)
- ④⑩今此注ニハ天下ヲ得ルコヲ云也 (二十九、25オ12)
- ④⑪甚奢泰ノ三字ハ過當ノ名ト注セリ過分ナル義也 (二十九、26オ10)
- ④⑫其外注可文無別儀也 (二十九、26ウ3)
- ④⑬注易言杲——トハ易象傳曰山下出ル泉アルハ (三十、27オ11)
- ④⑭注孟子曰不嗜——トハ梁ノ惠王ノ章ニアリ (三十一、28ウ2)
- ④⑮自余注ノ文無別義在レ文可見 (三十一、28ウ6)
- ④⑯一生二々生三ト注ニ云ハ元始ノ一氣ヨリ陰陽之二氣生ス二氣天地人ノ三才ヲ生ノ万物尽キス無レ窮出來也 (三十二、29オ11)
- ④⑰注ニ角ノ字ヲフルト讀セタ角ハ觸也 (三十三、30オ3)
- ④⑱注ニ謂ニ之克也トイヘリ克レ己覆礼ト云同意也 (三十三、30オ4)
- ④⑲死而不亡者壽ト云ハ此ノ一句ハ注自證自悟可也トイヘリ (三十三、30オ11)
- ④⑳注ニ論吾里仁ノ篇ノ孔子曰朝聞道夕死可矣ト云句ヲ引テ此ノ意ナリト云ソ (三十三、30ウ1)
- ④㉑注ニ衣被ハ蒙頼也ト云ソ (三十四、31ウ3)
- ④㉒執ヲ河上公ハ守ル也ト注ス此注ニ取ノ義也 (三十五、31ウ11)
- ④㉓道之出レ言トハ道ヲ言ニ説キ顯スト云コ也注ニノ可見耳 (三十五、32ウ2)
- ④㉔微ハ猶晦也ト注スルソ (三十六、32ウ11)
- ④㉕道用タルコ我ニ在リ若道ヲ外ニ顯ノ物ニ勝ントテ臂ヲイカラカシテ外ニ顯ハセハ道ノ用則失也國ノ宝ヲ人ニ見セテ盜人ヲ得ルト同事也ト云ソ前章アル善者杲而已不可以取レ強之意ト同ト云ソ在レ注明白也 (三十六、33オ11)
- ④㉖亦將不欲ト云不字勿如ク見ルヘキト注ニ云ハ用レ功勉也ト云ソ (三十七、33ウ11)
- ④㉗以テト云ハ注ニ有レ心也ト云 (一、34オ11)
- ④㉘此注ニ裂猶周易ニ言毀也易係辭曰 (二、36オ1)
- ④㉙非乎而曾史是トス已云 莊子ノ文法ト今ノ文トカ一様成ト注

ノ指南ニ云ソ

(二、 36ウ9)

⑥0 一本ニ譽ノ字ノ誤如レ注可見

(二、 36ウ10)

⑥1 河上公ニワ碌々ワ喻少落落々喻多^{キニ}玉ハ少キ故ニ見レ貴石ハ多

キ故ニ見レ賤ト注セリ此注ノ義トハ不可也 (二、 37オ4)

⑥2 今ノ此注ノ意ハ車ハトケハ車ト云名無クナリテ爲レ虚名玉

也石ハ碌々落落々トノ終其ノ名其躰不レ可レ易車ハ有テ無義也

石ハ一定シテ有テ在下云義ニ喻タリト可見也

(二、 37オ6)

⑥3 反ハ復也静也ト注ス

(三、 37ウ7)

⑥4 注ニ易ヲ引易ノ説卦曰

(三、 37ウ8)

⑥5 天地ノ沙汰ヲシタトワ不レ可レ心得也注ニモ委クアリ

(三、 38オ7)

⑥6 注ニ以レ笑ヲ吾道ノ高上ナルヲ見トハ云ソ

(四、 38オ14)

⑥7 夷ハ注ニ平也大道也ト云ソ

(四、 38ウ12)

⑥8 類ハ同キ也ト注ス

(四、 39オ1)

⑥9 注ニ易ニ曰トハ易繫辭曰

(四、 39ウ6)

⑦0 貸ハ注ニ与ル也トスルゾ

(四、 39ウ11)

⑦1 注ニ後章ト云ハ終ノ八十一章目ノコ也

(四、 39ウ13)

⑦2 一ハ太極也二ハ天地三ハ三才也ト注ス

(五、 39ウ14)

⑦3 人之所惡——トワ注ニ是モ喻ヲ云タトシタソ (五、 40オ11)

⑦4 注ニ如レ云月盈レハ必缺リ是益ノ損スル道也又缺レハ必盈是

則損ノ益ス利也

(五、 40ウ4)

⑦5 注云如水ノ柔石カ堅ニ勝ツ水能石ヲ穿鑿ル

(六、 41オ9)

⑦6 無縫罅ト注ニ云ワ

(六、 41オ12)

⑦7 此三句万歳ノ龜鑑也萬古受用ス凡不^レ尽イヘリ有注可見

(七、 42ウ4)

⑦8 前章ニ窪レハ則盈敵レハ則新也同意ト注ニモ云ソ

(八、 42ウ9)

⑦9 前ノ章ニ曲ナレバ則全也枉ナレバ則直也同意ト注ニモ云ソ

(八、 42ウ11)

⑧0 其辨^ニ不矜意ヲ注ニ然モ不容言也ト云

(八、 43オ1)

⑧1 注ニ易曰不疾——是ハ繫辭ノ語也

(十、 44オ7)

⑧2 絶学無憂前ニモ云義也注ニスルソ

(十一、 44オ11)

⑧3 肢体ノ我身ヲ身ノセサル義カ注ニ隳^{ヤリ}肢体ト云此義ナルヘキ

カ (十一、 44オ12)

⑧4 注ニ智与故トヲ去ルト云ワ知ハ巧ミカサルコノ起ル処也故

ハ使^セレ人也 (十一、 44オ13)

⑧5 注ニ隳——ハ隳ハ即隳ノ字俗作隳毀也壞也

⑧六注ニ三代——此ノ三代ワ堯舜禹ノ三代ナルヘシ (十一、44ウ3)

⑧七注ニ学ヲスレハ下ニ大惠云読——ト云大惠諱宗杲ト云ソ (十一、44ウ9)

⑧八吾亦善之得善ト云ハチト見ニクキ文ナレ凡注ノ如ク見レハ別義ナシ (十一、45オ1)

⑧九注ニ子曰ハ苟志——トハ論語里仁ノ篇ノ文也 (十二、45ウ7)

⑧〇注ニ子曰不億——トハ憲問ノ篇ノ文也 (十二、46オ2)

⑧一注ニ不自安之意ト云其義推之慄ハ安也 (十二、46ウ3)

⑧二故此無棄人意注ニモ云ソ (十二、47オ2)

⑧三此注生死之機有竅妙処ト云ハ竅ハ前ノ章ニアル山川ハ竅スルノ義也機ト云ハ (十三、47オ10)

⑧四注ニ出者超然トノ而脱離之也ト云ハ超然トノ脱離スルトワ情欲ノ離ル、カカ (十三、47オ13)

⑧五由此觀レ之今注ニ出ルハ者超然トノ脱離之ト云ハ情欲ヲ離スル義カ (十三、47ウ5)

⑧六徒類也ト注ニ云ソ (十三、47ウ7)

⑧七今ノ注ニハ十三ト云ハ先十二トト云義也 (十三、47ウ8)

⑧八是則十二ニノ始終スル義ヲ以今ノ注引用スル也 (十三、47ウ13)

⑧九一ト云ハ何物ヲト云ヘハ一ト云ハ幾也ト注スルソ (十三、48オ1)

⑧〇注ニ長生久視ハ々ハ札記ノ注ニ猶納也 (十三、48ウ2)

⑧一注ニ鄭重ト云ハ子ンコロニ重々ノ能ク念ヲ入テ云ハレタト云義ソ (十三、48ウ2)

⑧二注ニ某寺——是ハ注者例ヲヒク老子ヲ證スル也 (十三、49オ1)

⑧三此ノ玄德ト云ハ造化ヲサシテ云タソ造化ノ妙用ヲ譽タソ前ノ章ニハ失道徳ト云タソレトハ心カワリタソ一例スヘカラス在注可見 (十四、49ウ10)

⑧四兌ハ口也ト注ス (十五、50オ6)

⑧五濟ハ益也ト注ニモスルソ (十五、50オ14)

⑧六常ハ不変也不易也其ノ光ノ用ヲ藏伏ノサスカ其光常ナリ故ニ常ト云ソ注ニ在リ可易見 (十五、50ウ7)

⑧七介然ハタチマチト云義也盡心ノ下孟子山溪間介然用之而成路字ハ同シトイヘ凡其ノ所ニ依リ義ニ随テ可用也今ノ注ノ

心ハ固クカタマリタル義ニ用タソ (十六、50ウ11)

⑩一郷ニ廣レハ一郷ノ長者尊者トナルソ長ハ上声ト注ニスル
ヲサト讀時上声也 (十七、51ウ13)

⑪此トハ道也一ノ道ヲ以テ一天下ヲ皆如此然リ一人モ一家
モ一國一天下モシカラズト云支ナキ也如注無別義不抄

(十七、52オ3)

⑫注ニ命原ト云ハ陰勢ノ支也 (十八、52オ13)

⑬物——如前可見無別義云注如文 (十八、52ウ14)

⑭注ニ道ハ不可容言ト云ハ無説ノ処也 (十九、53オ3)

⑮注紊フン乱也商書有條而不紊云 (十九、53オ9)

⑯注ニ桔槔汲水器也ハ子ツルヘト云モノ是也

(二十、53ウ6)

⑰是聖人無為民化シ無支天下治マル支云ソ別義ナシ在文可
見如シ注煩不抄 (二十、54オ1)

⑱察——トハ煩碎也ト注スル呈ニ如何ニモワツラハシソ
(二十一、54オ5)

注2 次の三条に言うところの「注」は例外で、老子虜齋口義
には該当する文辞は見えない。

①以口義名トスル者謂其不為文雜俚俗而直述之也ト注セリ

〔林經徳莊子後序〕 (発題、1オ9)

②車ハ三十ノクサビヲ以テ一輪ヲ成ス輻ハ以テ為直指也
ト注シタル也〔林注に見えず〕 (十一、9オ2)

③埏ハ和レ土也ト注ス〔林注に見えず〕 (十一、9オ12)

①は宋林希逸撰『莊子虜齋口義』に寄せられた宋林經
徳の「莊子後序」(宋景定元年撰)の終末の文であり、

②は、『古今韻会舉要』「輻」字注に引く周禮考工記及び
詩注に「為直指」或いは「直指」の句が見える。此れに
拠るか。③は未詳。

注3 虜齋口義が移写書き入れされた老子道德經古写本には以

下の伝本が見存する。

東洋文庫蔵(和田維四郎旧蔵)〔室町〕写本 一冊

杏雨書屋蔵(内藤湖南旧蔵)〔室町中期〕写本 存卷下

徳經 一冊

慶応義塾図書館蔵大永五(一五二五)年写本 存卷上道

經 一冊

滝川君山武内義雄旧蔵〔室町末〕写本 一冊

東京大学総合図書館蔵(南葵文庫旧蔵)〔室町末近世初〕

写本 一冊

筑波大学図書館蔵天文二一（一五五二）年写本 一冊

慶応義塾図書館蔵（戸川濱男旧蔵）天正六（一五七八）

年足利学校南春写本 一冊

大東文化大学図書館高島文庫蔵（小島寶素・森立之旧蔵）

天正六（一五七八）年足利学校真瑞写本（經籍訪古志

著録本） 一冊

注4 現在所在が判明している元刊本は次の台北國立中央研究

院歴史語言研究所蔵（錢曾旧蔵）の一本に過ぎない。

老子虞齋口義

二卷 宋林希逸撰
〔元〕刊（建安） 10行21字 注低一格大字
大二冊

『群碧樓善本書録』『訂中國訪書志』著録本。民国五四年

（二九六五）台北藝文印書館刊の影印本（『無求備齋老子集

成初編』所収）がある。

尚、『五十萬卷樓蔵書目録初編』卷十四及び『五十萬卷

樓羣書跋文』に、明李廷相・清孫承澤旧蔵の元刊本が著録

されるが、現所在は不祥。

注5 未見。『訂中國訪書志』著録の次の一本である。

老子虞齋口義

二卷 宋林希逸撰
〔明前期〕刊 白口10行18字 注低一格大字
本 室町期加點書入本 特大二冊

注6 内閣文庫蔵函架番号（三二一・一九五）の次の一本。

老子虞齋口義

二卷 宋林希逸撰 明張四維校
明萬曆二（一五七四）序刊（敬義堂）三子
口義零本 大一冊

注7 内閣文庫蔵『三子口義』一六冊函架番号（子二三五・一

〇）の内の首二冊。

老子虞齋口義

二卷 宋林希逸撰 明何汝成重校
明萬曆五（一五七七）序刊 覆明萬曆二年
序敬義堂刊本 三子口義所収 大二冊

注8 未見。『訂中國訪書志』著録の次の一本。

老子虞齋口義

二卷 宋林希逸撰
朝鮮旧刊 11行21字黒口本 注小字双行
大一冊

『經籍訪古志』卷五著録の容安書院蔵朝鮮国刊本は此の

本と同版らしいと言われるが、現所在は明らかでない。

注9 この間の同書の刊行伝写並びに重修重印の経緯を目錄に

して示せば次の如くである。

老子虞齋口義

存卷下（欠江海爲百谷王章第三十六以下）
宋林希逸撰 闕名者点
〔室町末近世初〕写 龍門文庫蔵一冊

同

二卷 宋林希逸撰
〔慶長〕刊 古活字第一種本 9行17字
国会図書館蔵一冊（元和四年林羅山識語）

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〔内題〕「老子虜齊口義」 〔慶長〕刊 古活字第二(イ)種本 8行18字 斯道文庫藏二冊(野間三竹、浜野智三郎旧藏) 宮城県図書館藏二冊(伊達文庫) 龍谷大学図書館藏二冊(寫字臺文庫) 仁和寺藏二冊 尊經閣文庫藏二冊(墨訓点朱引等書入)	〔慶長〕刊 古活字第二(口)種本 8行18字 斯道文庫藏一冊(文政十一年識語) 成實堂文庫藏合一冊(島田翰旧藏)	〔内題〕「句解道德經」 〔慶長元和〕刊 古活字第三種本 7行17字 東洋文庫藏二冊(和田維四郎旧藏) 杏雨書屋藏二冊(内藤湖南旧藏) 弘文莊藏一冊(未見)	〔元和〕刊 古活字第四種本 9行19字 慶応義塾図書館藏二冊(星文庫)	〔江戸前期〕写 14行21字 京都府立総合資料館藏一冊	闕名者点 寛永四(一六二七)刊(京 安田安昌) 覆 〔元和〕刊古活字版	萬治三(一六六〇)修(京) 中野小左衛門)	寛永六(一六二九)刊 覆寛永四年安田安昌 刊本	同	同
同	同	同	同	同	又	又	又	又	又
二卷 宋林希逸撰「林羅山」点 〔江戸初〕写 林羅山手校本 11行21字 内閣文庫藏一冊	二卷 宋林希逸撰 林羅山点 〔江戸初〕写 9行18字 林羅山自筆識語 大東文化大学図書館藏一冊(高島文庫)	二卷 宋林希逸撰 林羅山点並首書 正保四(一六四七)刊(京 林甚右衛門)	〔題簽〕「道善点老子經」 〔修〕(京 林甚右衛門)	〔題簽〕「道善点老子經」 正保五(一六四八)刊(京) 豐興堂(中野小左衛門) 覆正保四年京林甚右衛門刊本	〔題簽〕「道善点老子經」二卷 林羅山点 (徳倉昌堅)首書 明曆三(一六五七)刊(京 上村次郎右衛門)	〔題簽〕「道善点老子經」二卷 林羅山点 徳倉昌堅首書 延寶二(一六七四)跋刊(京 上村次郎右衛門) 翻明曆三年刊本 増補首書本	寶永六(一七〇九)修(大坂 寶文堂大野木市兵衛)	〔題簽〕「道善点老子經」 後印(大坂 寶文堂大野木市兵衛)	後印(江戸 須原屋茂兵衛)

又 後印（大阪 河内屋卯助等）

又 〔明治〕印（京 文求堂田中治兵衛）

又 〔明治〕修（京 田中治兵衛）

又 〔釋林註老子道德經〕
明治印（東京 松山堂藤井利八）

老子虞齋口義 二卷 宋林希逸撰 釋即非如一校
〔寛文〕刊

注10 近世初から江戸時代前期にかけて成立した虞齋口義に依
拠せる老子註釈書として、以下の諸書諸版が伝存する。

老子諺解 〔題簽「老子諺解」〕三卷 〔林羅山〕撰
〔貞享二（一六八五）〕刊

又 〔改題「老子淺説」〕三卷 林羅山撰
貞享二（一六八五）刊 修（京 富久嶋甚右衛
門）

又 〔改題「老子抄解」〕
通修（北村堂）

老子 二卷 〔林羅山〕注
〔江戸前期〕写 静嘉堂文庫蔵二冊

老子經抄 〔題簽・版心・内題「老子虞齋口義發題」〕三
卷 〔林羅山〕撰 〔道春〕撰
承応一（一六五二）刊（崑山館道可處士）

又 寛文九（一六六九）印（京 田原仁左衛門）

老子虞齋口義抄 二卷 〔人見〕（栢原）卜幽撰
写 寛永十年自跋

老子經諺解大成 一〇卷 山本洞雲撰
延宝八（一六八〇）刊

又 延宝九（一六八一）修（京） 和泉屋八左
衛門等

又 通修（京） 和泉屋八左衛門等

又 後印（京） 大和屋善兵衛・文臺屋次郎兵
衛

老子虞齋口義〔抄〕 不分卷 闕名者撰
元禄三（一六九〇）写（釋榮天）
九州大学文学部蔵四冊

注11 和刻本「老子翼」は次の一版及び其の重修後印本が知ら
れる。

老子翼 〔外題「老子翼註」〕六卷 明焦竑撰 王元貞
校 〔小出永安〕点
〔承応二（一六五三）〕刊（京）〔小嶋市郎右
衛門〕 老莊翼之一

又 寛延二（一七四九）修（京 梅村三郎兵衛）

又 通修

又 後印 (京 勝村治右衛門)

注12 わが国に伝存する『老子翼』明版は、管見の限りでは次の三版がある。

老子翼 三卷 明焦竑撰 王元貞校
明萬曆一六(一五八八)序刊

又 修 (梅墅石渠閣)

同 (明末) 刊 覆明萬曆一六序刊本

同 (明末) 刊 (長庚館) 覆明萬曆一六序刊本

注13 内閣文庫に林羅山旧藏本三冊、又、名古屋市蓬左文庫に寛永六年買本『莊子翼』共六冊が伝存する。その外、伝来の経緯は明らかでないが、伝存本は多い。

注14 本邦における王弼注本の初版である。

老子道德經

二卷^附古今本攷正・道德經附録各一卷 (魏) 王弼注 岡田阜谷(東贊)校点 (標注・攷正) 明孫鑛撰 (附録) 岡田阜谷撰 享保一七(一七三二)刊 (江戸 盧橋堂野田大兵衛)

又 (題簽「老子王弼註」) 安永三(一七七四)通修 (江戸 須原屋茂兵衛・松本善兵衛・須原屋平左衛門) 訓點削除

注15 同本は明和七年に初版が刊行された後、明治まで修印が繰り返された。

老子道德真經

(題簽「王注老子道德經」) 二卷 魏王弼注 唐陸德明音義 宇(佐美瀧水)(惠)考訂 明和七(一七七〇)刊 (江戸 松本善兵衛・須原屋平助・須原屋茂兵衛)

又 修 (序文改修)

又 (後印) (江戸 須原屋平助・須原屋茂兵衛)

又 (後印) (江戸 千鍾堂須原屋茂兵衛・花説堂須原屋平助)

又 (通修) (江戸 千鍾堂須原屋茂兵衛・花説堂須原屋平助)

又 明治印 (東京 松山堂藤井利八)

注16 先に、本論集において紹介した、次の書である。

老子道德經河上公解〔抄〕

存道經 闕名者注 寛永四(一六二七)写 大二冊 天理図書館蔵

〔天理大學附屬 天理図書館蔵〕『老子道德經河上公解〔抄〕』翻印 並解題〔『斯道文庫論集』二十九―三十一輯〕を参照されたい。

注17 「天理圖書館蔵『老子道德經河上公解（抄）』翻印並
解題（下）」（『斯道文庫論集』三十一輯）注5参照。

林子道德經釋畧 六卷 明林兆恩撰 王興等校
明萬曆一六（一五八八）序刊 林子全集亨
字函所収

注18 同右解題注6参照。

新刊道書全集 （外題）明閻鶴洲編
明萬曆一九（一五九二）序刊

注19 明薛蕙撰の老子注釈、以下の伝本が管見に入る。

老子集解 二卷老子考異一卷 明薛蕙撰
明嘉靖序刊 大二冊内閣文庫蔵（楓山文庫旧蔵）

同 朝鮮刊 木活字 乙亥字体訓練都監字本
特大一冊天理圖書館蔵（今西龍旧蔵）
特大一冊慶應義塾図書館蔵

同 二卷 明薛蕙撰
明崇禎六（一六三三）序刊
大四冊東京大学東洋文化研究所蔵

注20 莊子・列子と合刻され『三子通義』として通行、また、
老子のみの単印本としても行われたようである。以下の伝

本が知られる。

老子通義 （序・凡例題）二卷 明朱得之撰 朱庶之校
明嘉靖四四（一五六五）序刊（浩然齋）
大二冊慶應義塾図書館蔵
大二冊内閣文庫蔵

大二冊内閣文庫蔵（三子通義所収、毛利高標旧蔵）
大二冊京都大学附属図書館蔵（三子通義）所収

同

〔明〕刊 覆明嘉靖四四年序浩然齋刊本 （三子通
義）所収

大二冊京都大学文学部蔵（十硯山房旧蔵）
大二冊岡山大学附属図書館蔵（池田文庫）

注21 「陸西星」の標記は、『老子諺解』巻上第五十章に見える。

陸氏の老子注釈に『玄覽』二巻があり、次の伝本が管見に
入る。

老子道德經玄覽 二卷 明陸西星撰
〔明萬曆〕刊（未孩堂） 方壺外史第二巻坤
字集所収 大二冊内閣文庫蔵

『方壺外史』一〇冊は楓山文庫旧蔵、『御文庫目録』（注
44、また221頁参照）波部延寶七己未年に「方壺外史 十
本」と著録される本に該当するものと思われる。

注22 注12・13参照、焦竑編著と題する老子注釈は『老子翼』
の他、数種が伝存している。「焦弱侯老子評苑」とは次の
注釈書のことであろう。

道德眞經註解評苑 一卷附老子聖紀圖說一卷 明焦竑輯 王
元貞校 誰之子補 李（廷機）（九我）評
〔明〕刊（天台館）
大一冊東京大学総合図書館蔵（島田篁邨・南葵文庫旧蔵）
注23 李贄の老子注としては、次の伝本が存する。

老子解

〔明末〕明李贄注
〔李卓吾叢書〕所収

合大一冊（心経提綱・観音問と合冊）国立国会図書館蔵
大一冊之内（心経提綱・観音問と合冊）尊経閣文庫蔵

注24 『諸子品節』五〇巻は明陳深編。次の伝本が管見に入る。

『御文庫目録』之部寛永一六年己卯年前に著録され、楓山文庫収蔵本があつたはずであるが、現所在不詳。次の両本は旧蔵者印記からは楓山文庫本とは認められない。

諸子品節

五〇巻 明陳深編
明萬曆一九（一五九一）序刊
大一〇冊内閣文庫蔵（仙石政固旧蔵）

同

〔明末〕刊 覆明萬曆一九年序刊本
大一五冊宮内庁書陵部蔵

同書の巻一に老子を収め、首に「河上公道德經八十一章」と題してある。其の本行内双行注文は、明陳繼儒注と同内容である。注28参照。

注25 注10参照。無求備齋嚴靈峰氏所蔵、『無求備齋老子集成續編』（民国五九〇一〇〇年台北藝文印書館刊）に影印收入さる。他に伝写本の存するを聞かない。

注26 『歷子品粹』は罕見。次の一本が知られる。

新契百大家評註歷子品粹

存首六卷 明湯賓尹輯
〔明末〕刊（余象斗）
大一二冊東京大学東洋文化研究所蔵

巻一に「老子道德經一卷」を収める（巻二一六は「莊子南華經」）。しかし、同本は徐則恂旧蔵書で日本に於ける伝来本ではない。江戸時代初期に舶載されたであろう同書が、伝存するの否か、未だ管見に入らない。渡来漢籍で逸失したもの或は所在不明のものは少なくない。

注27 「陳孟常二經精解」とは、次の書を指すものと思われる。ここで二經と言うのは、『老子道德經』『莊子南華真經』のことである。

玉堂校傳如崗陳先生二經精解全編

九卷 明陳懿典撰 焦竑校
明萬曆二三（一五九五）刊（熊雲濱）
大一〇冊蓬左文庫蔵（徳川義直蒐集本）
大八冊筑波大学附属図書館蔵

又

明萬曆四五（一六一七）〔修〕（王惺初）
六冊京都大学文学部蔵

注28 陳繼儒の老子注釈は、明和七（一七七〇）年京小幡宗左衛門刊の『老子辯』が知られているが、「老莊雋」とは、恐らくはその底本となったであろう、次の如き明版を指す。

新刻眉公陳先生評註老子傳

一卷鑄眉公陳先生評選莊子南華經傳四卷 明陳繼儒評 張鼎

張榜校

〔明末〕刊 (師儉堂蕭氏) 大五冊斯道文庫藏

尚、内閣文庫藏の〔明末〕蕭鳴盛刊『五子傳』所収の老

子一卷は此の本の覆刻と認められる。

注29

陳士元の伝記資料として以下の序跋類が参考になる。

荒史自序 (嘉靖壬子〔三一年〕一五五二) 仲冬朔日應城

陳士元識)

論語類考序 (嘉靖三十九庚申冬十月朔日應城陳士元心叔再

謹識)

隄疾恒談序 (嘉靖乙丑〔四四年〕一五六五) 長至日)

讀荒史序 (嘉靖乙丑冬十月望日陽蘇張弦書)

姓鱸序 (嘉靖丙寅〔四五年〕一五六五) 秋九月既望應城

陳士元識)

廣禹貢楚絕書序 (隆慶庚午〔四年〕一五七〇) 莫春朔日

江漢潛夫識)

江漢叢談序 (隆慶六年〔一五七二〕秋八月中秋後二日應城

陳士元心叔甫書)

刻荒史序 (萬曆二年〔一五七四〕歲在甲戌夏六月既望汝陽

趙賢書)

世曆序 (萬曆十年〔一五八二〕壬午環中迂叟陳士元識)

錄完歸雲別集歲目 (萬曆歲癸未〔一一年〕一五八三) 中

冬日長至丁亥江漢潛夫陳士元識)

歸雲別集引 (萬曆歲癸未中冬日長至丁亥江漢潛夫陳士元識)

楚故畧序 (萬曆十二年〔一五八四〕甲申上元日應城七十翁

陳士元識)

象教皮編序 (萬曆甲申中秋上弦日環中迂叟陳士元書)

楚故畧序 (萬曆十有三年〔一五八五〕仲冬湖廣布政司右參

議深水武尚耕書於荆西之匪解堂)

象教皮編序 (萬曆歲在著雍困敦〔一六年〕一五八八) 畢

辜月長景日宛陵汝賢甫徐元太書於西南重鎮之師善軒)

諸史夷語音義序 (萬曆丁亥〔一七年〕一五八七) 應城七

十四歲迂叟陳士元書)

歸雲外集題辭 (萬曆十七年〔一五八九〕己丑仲春朔日應城

環中迂叟陳士元書)

諸史夷語音義後序 (萬曆己丑〔一七年〕一五八九) 仲冬

月西瀨祝以幽撰)

諸史夷語音義叙 (萬曆十有八年〔一五九〇〕仲春既望永新

青海居士甘雨誤)

刻岳紀序(萬曆壬辰歲(二〇年)八(一五九二)孟冬吉日知應城縣事南海羅紳頓首拜撰)

岳紀序(應城九霞道人八十翁陳士元書)

尚、『四庫全書總目提要』卷二八經部易類易象鉤解四卷の解題中に簡潔な仕歴が記され、また、石田幹之助「諸史夷語音義に就いて」(『東亜文化史叢考』)八東京 東洋文庫 昭和四八)の冒頭に、主として萬曆一八年の甘雨叙に従った考述がある。

注30 陳士元の編著書として『千頃堂書目』は、易象鉤解四卷、易象彙解四卷、論語類考二〇卷、孟子雜記四卷、五經異文一一卷、俚言解二卷、諸史裔語音義四卷、古俗字略七卷、韻苑考遺四卷、歷代世歷四卷、荒史六卷、灤州志一一卷(嘉靖戊申修)、楚故略二〇卷、楚絶書二卷、德安府志(萬曆庚寅修)、嶽紀六卷、姓匯四卷、姓鱸一〇卷、名疑四卷、呂氏農書音釋一卷、江漢叢談二卷、夢占逸旨八卷、象教皮編六卷、隄疾恒談一五卷、歸雲三集七五卷を著録し(千頃堂書目三二卷 清黃虞稷撰 瞿鳳起・潘景鄭校 一九九〇刊)上海 上海古籍出版社)に拠る)、『四庫全書總目』は、

易象鉤解四卷、論語類考二〇卷、孟子雜記四卷、名疑四卷を收入、五經異文一一卷、古俗字略七卷、荒史六卷、夢林元解三四卷(明何棟如重輯)、姓匯四卷、姓鱸一〇卷を存目として著録する。その外、「讀荒史序」(嘉靖四四年張弦書)に「陳君少與予同舉於鄉、登甲辰進士、人咸奇其良史才、宜入史館校天祿石渠之秘、乃以才忌弗庸於時退、而著作頗富、殆十數種、其他作母論、而史學則有新宋史一百六十卷・新元史四十卷・史書論纂五十卷・歷代世紀八卷、竝可傳世」とあって、新宋史一六〇卷、新元史四〇卷、史書論纂五〇卷、歷代世紀八卷の史部書の著作が知られる。また、「歸雲別集引」(萬曆一一年陳士元識)に「余少也有缶鳴集、遊南雍有金陵集、次都邸有金臺集、守灤有海濱集、隱居有歸雲前集後集續集、皆酬應之作、鋟梓未竟、其史書論纂及宋元新史、則卷帙繁多、力綿不能鋟梓、姑棄置篋中」とあって、缶鳴集、金陵集、金臺集、海濱集、歸雲前集後集續集の家集があることを自ら述べている。更に、「刻岳紀序」(萬曆二〇年羅紳撰)にも「由是歸而杜門著書、據發所蘊、所著有歸雲前集後集續集別集外集數十種、廣大悉備」と見える。尚、『北京圖書館古籍善本書目』史部伝

記類に「皇明浙士登科考十卷首一卷 明陳士元撰 明萬曆三十一年自刻天啓補刻本 六冊 九行二十一字白口四周單邊」との著録があるが、士元の没年は萬曆二五年とされ「萬曆三十一年自刻」とは不審であるが、陳氏家刻の意であらうか。

注31 本書に引用された「皈雲集云」「陳士元云」の標記のある文辞と、現行本「論語類考」との校異を示しておく。尚、本論に指摘したように、対象となるのは同書卷七人物考第二老彭の文句である。対校に用いるテキストは次の三本で、それぞれ、四庫本、陳氏校本、吳氏校本の略称を使用する。

論語類考

二〇卷 明陳士元撰
民国七五(一九八六)刊(台北 台湾商務印書館)
影印文淵閣四庫全書所収 四庫本

同

二〇卷 明陳士元撰 清陳春校 湖海樓
清嘉慶二四(一八一九)刊(湖海樓) 陳氏校本
叢書所収

同

二〇卷(歸雲別集三十四―五十三) 明陳士元撰 清吳毓梅校
清道光一三(一八三三)刊(吳玉坪寶善堂) 吳氏校本
歸雲別集所収

(2ウ2) 「老是老耑彭是彭祖是王弼氏義也」、四庫本・陳氏校本・吳氏校本並作「王弼氏云老是老耑彭是彭祖」

(2ウ3) 「鑑」、四庫本・陳氏校本・吳氏校本並作「鏗」

(2ウ4) 「七歲」の間、四庫本・陳氏校本・吳氏校本並有

「百」字

「称潜」の間、四庫本有「世本云彭祖姓鑿名鏗在商爲守藏吏在周爲柱下史年八百歲又宰我問五帝德篇云堯舉舜彭祖而任之崔靈恩氏云彭祖堯臣仕殷世其人甫壽七百年王符氏」六四字、陳氏校本、四庫本亦同、

但無「甫」字、吳氏校本与四庫本同、但「恩」誤作

「思」

「云老」の間、四庫本有「顓帝師于」四字、陳氏校本・吳氏校本並同、但「于」作「於」

本・吳氏校本並同、但「于」作「於」

(2ウ12) 「思世」、四庫本・陳氏校本・吳氏校本並作「恩成」

(2ウ13) 「胄也」の「也」、四庫本・陳氏校本・吳氏校本並

作「世」

(2ウ14) 「昭耑」、四庫本・陳氏校本・吳氏校本並作「胎期」

(3オ1) 「而生」の「而」、吳氏校本作「脇」

(3オ2) 「之玄」の間、陳氏校本有「曰」字

「祿爲」の間、四庫本・陳氏校本・吳氏校本並有

「是」字

(3才3) 「冊々」、四庫本・陳氏校本・吳氏校本並作「儻儻」

「与儻」、四庫本・陳氏校本・吳氏校本並作「与冊」

(3才4) 「子桓」の間、四庫本・陳氏校本・吳氏校本並有

「以三十六法治心理性究忠盡」一二三字

「吏」、四庫本・陳氏校本・吳氏校本並作「史」

「史」、四庫本・陳氏校本・吳氏校本並作「吏」

(3才5) 「没後乎十九年」、四庫本・陳氏校本・吳氏校本並

作「孔没十九年」

「而歷流沙」の「而」、四庫本・陳氏校本・吳氏校

本並作「西」

注32 『北京図書館古籍善本書目』子部叢書類の著録は以下の

如し。

歸雲別集七十四卷外集六十七卷

明陳士元撰 明萬曆十一年
十七年自刻本 四十冊

姓匯四卷

姓艦十卷

名疑四卷

古俗字略七卷

夢占逸旨八卷

論語類考二十卷

孟子雜記四卷

易象鉤解四卷

易象彙解二卷

五經異文十一卷

隄疾恒談十五卷

楚故畧二十卷

象教皮編六卷

廣禹貢楚絕書二卷

荒史六卷

世曆四卷

江漢叢談二卷

俚言解二卷

諸史夷語音義四卷

岳紀六卷

但、同日が著録する刊年については疑問が存する。と言

うのは、外集の首に冠してある「歸雲外集題辭」(萬曆十

七年八一五八九)己丑仲春朔日應城環中迂叟陳士元書)に

は「前録歸雲別集十種凡七十四卷、今復録十種凡六十七卷、

題曰外集」とあつて、此の題辭の紀年によつて萬曆一七年

序刊とされるのであるが、「諸史夷語音義叙」は萬曆一八

年甘雨の撰序であり、また「刻岳紀序」は萬曆二〇年羅紳

が撰し、さらに自序である「岳紀序」の末には「應城九霞

道人八十翁陳士元書」と題してあり、士元八十歳は萬曆二

三年に当たる。外集の刊行が完結したのは、この年萬曆二

三年(一五九五)以後と見なければならぬ。尚、「中

國古籍善本書目 叢部」(東京 上海古籍出版社・中華書

店 一九九〇)に拠れば、北京圖書館の外、北京大學圖書

館及び祁縣圖書館(有欠)にも架蔵されている。

注33 「歸雲別集」通行本の次の清版である。

歸雲別集

七四卷（姓匯四卷姓觸十卷名疑四卷古俗字略七卷夢占逸旨八卷論語類考二十卷孟子雜記四卷易象鉤解四卷易象彙解二卷五經異文十一卷） 明陳士元撰 清吳毓梅校
清道光一三（一八三三）刊（吳玉坪寶善堂）

注34 天保一二丑歳作成の『子一番船同式番船同三番船附丑老

番船書籍元帳』は、子一番船の持渡書として「歸雲別集

○五部各十套」を記録し、同年九月作成の「丑式番船同三

番船同四番船書籍元帳』は丑式番船持渡書に「歸雲別集

○一部八套」を記している（両「書籍元帳」は長崎県立長

崎図書館蔵）。大場脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』（吹田市

關西大學東西學術研究所 昭和四二）所載翻印に拠る。

注35 大場脩博士が唐船持渡書の第二次資料として挙げられた

次の写本である。

購來書籍目録

伊呂波分（外題） 闕名者編
〔江戸末〕写 大一冊内閣文庫蔵

大場脩「内閣文庫の購來書籍目録」（關西大學東西學術

研究所紀要）一 昭和四三）に翻刻が、また同氏前掲書一

○五頁以下に同書の解説がある。それに従えば、この目録

に記載されている諸書は、天保六年乙未より弘化元年甲辰

までの持渡書と推定されている。この書の知之部に「陳歸

雲別集九集十套」が子歳即ち天保一年の持渡として、ま

た幾之部に「歸雲別集四套」が戌（天保九年）三番船及び

丑（天保一二年）二番船の持渡として記載されている。

『書籍元帳』の記載分には、何れも書籍買請人の墨印が

押してあることから、再渡本と見られ、此の目録記載の戊

三番船持渡書を初渡分と看做してよいと思われる。刊行後

五年ほどしての舶載という事になる。尚、『書籍元帳』

『購來書籍目録』共に記載書名右肩の銀高は共通して「四

拾目」であり、これらの中に明版が混在している可能性は、

まず無いものと思われる。

注36 内閣文庫函架番号（経五〇・四）の次の明版である。

古俗字略

七卷附補一卷 明陳士元編
〔明〕刊 歸雲別集零本力 大五冊内閣文庫蔵

注37 『諸史夷語音義』の伝本も希少で、刊本では次の三点が

管見に入る。

諸史夷語音義

四卷（歸雲外集六十一・六十三）明陳士元（環
中迂叟）撰

〔明〕刊
大四冊慶應義塾図書館蔵（田中文庫、単印、卷
首大題削去妄改）

大二冊陽明文庫蔵

大二冊内閣文庫蔵（存首二卷、毛利高標旧蔵）

慶應義塾図書館蔵本は（阿部隆一）『慶應義塾和漢書善本

解題』（慶應義塾図書館 昭和三十三年）著録。また、上記

（注29）、石田幹之助論文参照。ただ、共に同書を単行書と

看做して述べられている。実は、『歸雲外集』の単印若し

くは零本であること、内閣文庫蔵本及び陽明文庫本と同版

である故を以て明らかである。

注38

唐本類書考

三卷 山田三郎兵衛（向榮堂主人）編
寛延四（一七五二）刊（京 編者等）

注39

『商舶載來書目』幾字號享保八癸卯年の条に「一歸雲外

集 一部二套」とある。大場脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』

所収翻印による。

注40

『歸雲外集』は明版二版が知られ、伝本は少なく、完本

としては、陽明文庫の一本が管見に入るに過ぎない。同書

及び各伝本の概要は次の如くである。

歸雲外集

六七卷 明陳士元撰
〔明萬曆〕刊

大二〇冊

隄疾恒談一五卷

二冊（月・到冊）

楚故畧二〇卷

四冊（天・心・處・風冊）

象教皮編六卷

三冊（來・水・而冊）

廣禹貢楚絶書二卷

一冊（時冊）

荒史六卷

二冊（一・般冊）

世曆四卷

二冊（清・意冊）

江漢叢談二卷

一冊（味冊）

俚言解二卷

一冊（料冊）

諸史夷語音義四卷

二冊（得・少冊）

岳紀六卷

二冊（人・知冊）

首に「歸雲外集題辭」（萬曆十七年八一五八九）己丑仲

春朔日應城環中迂叟陳士元書）及び「歸雲外集目錄」を冠

す。次に「隄疾恒談卷目」及び「隄疾恒談序」（嘉靖乙丑

長至日）の所収第一書の序目がある。卷一首は「隄疾恒談

卷之一 歸雲外集一／（低一）九霞道人輯」と題し、各書、

概ね同様の体式に従う。但、第二行の著編者名の題署は、

姓名或いは別号（環中迂叟）を使用し書によってまちまち

である。尾題は概ね各書名下に「卷之幾終（終）」と。

四周单边（一九・三×一二・五糎）、有界、每半葉九行

行二十字、注小字双行。版心白口魚尾無し、「恒談（以下

皮編等と書名略記）卷之幾（或いは卷幾）（丁付）。廣禹

貢楚絶書、世曆、岳紀の各書には句点が附さる。荒史だけ

は版式が異なる。四周双边（二一・三×一四・三糎）、有

界、行字数は同じ。版心白口單黒魚尾「荒史 卷幾（丁

付）、下象鼻にまれに刻工名、また字数がある。

「歸雲外集題辭」に「前録歸雲別集十種凡七十四卷、今

復録十種凡六十七卷、題曰外集」とあって、此の題辭の紀年によつて萬曆一七年序刊とされるが、『諸史夷語音義』『岳紀』の序跋には、この年を下るものが有り、刊行が完結したのは萬曆二十三年以降と看做される(注32参照)。

但、管見の及ぶところ、『象教皮編』六卷には別版が二種存在し、何れも巻頭に『歸雲外集三十六(一四十一)』と大題がある。従つて、『歸雲外集』に別に両版以上が存在する可能性も考えられ、本版が初版であるのか否かなお疑問が残る。

△名古屋市蓬左文庫蔵▽ 存首四十三卷(隄疾恒談十五卷楚故畧二十卷象教皮編六卷廣禹貢楚絶書二卷)

大10冊(一五八・三七)

水色空押唐草文表紙(二七・七×一六・九糎)、元表紙カ。元題簽殘存(第一・二・四・八冊は逸失)し、「歸雲外集」と題さる。冊によつて目錄題簽も遺存し、次の如くに題記され、此れは、巻頭の「歸雲外集目錄」の記載内容とすべて一致している。

「月冊／ 外集一之七／ 隄疾恒談^{卷一之七}」

「到冊／ 外集八之十五／ 隄疾恒談^{卷八之十五}」

「風冊／ 外集三十一之三十五／ 楚故畧卷十六之二十」

「來冊／ 外集三十六之三十七／ 象教皮編卷一之二」

「時冊／ 外集四十二之四十三／ 楚絶書卷一之二」

第二冊後表紙の裏紙に明版と思われる版本の反故(双辺有界九行)が使用されている。印記無し。『御書籍之目錄』著録、徳川義直寛永十三年蒐集本。

△陽明文庫蔵▽ 大10冊(近キ四四)

後補淡桜色銀砂子切箔散表紙(二七・三×一六・五糎)、表紙料紙は唐紙若しくは和唐紙を使用。「歸雲外集月(一知)」と打付けに墨書、右肩に該冊所収の書名及び巻数を書す、共に近衛家熙手筆。改装本ではあるが、分冊の次第は原状を保ち、管見に入る限り国内唯一の完本である。

「繆^シ沉^シ之印」(朱方)、「長劍^ノ耿^ニ倚^ル天外」(白方)、「樹^ノ印」(朱方)、「恒^ノ天」(白方)の唐人の蔵印が存す。表紙改装の様態、外題・小口書きの筆跡から近衛家熙(寛文七〇一六六七)一^ノ元文一〇一七三六)蒐集手沢本とみられる。

△内閣文庫蔵▽ 存三十三卷 佐伯毛利家献納本

大16冊(子934)

後補改装香色表紙(二六・三×一六・七糎)、書題簽

「歸雲外集 共十六冊 一(一十六)」。総裏打ち修補が施

さる。改装にともなう冊次の変更及び存巻の次第は次の如し。

第一 一 三冊 隄疾恒談一五卷 三冊

第四 一 九冊 象教皮編六卷 六冊

第十 一 十一冊 廣禹貢楚絶書二卷 二冊

第十二・十三冊 荒史六卷 二冊

第 十四冊 江漢叢談二卷 一冊

第十五・十六冊 諸史夷語音義存首二卷 二冊

第四―九冊象教皮編六卷六冊は、別明版を以て補配。四

周双辺(一九・三×一四・〇糎)、有界、每半葉九行、行

十八字、注小字双行。版心白口単黒魚尾「皮編卷幾 ○

(丁付)」、下象鼻に刻工名がある。また、料紙も他と異な

り白棉紙である。尚、各巻首、書名下数格分の料紙を切除

して大題を削去してある。此の『象教皮編』と『荒史』兩

書の巻頭にのみ、「佐伯侯毛利／高標字培松／蔵書画之印」

(朱方)の印が捺されている。従つて本帙は高標による取

り合わせ本である可能性が大きい。

現状では、楚故略二〇巻、世曆四巻、俚言解二巻、諸史

夷語音義卷三・四、岳紀六巻の三十四巻を欠いている。然

るに、同本は、毛利高標旧蔵書目録である『紅粟齋蔵書目録』七巻(内閣文庫蔵田安家旧蔵写本二冊)巻五子類叢書

家に著録されているのであるが、そこには「九十七巻(九

は六の譌)内欠四種三十二巻 十五冊」との記述があり、

又、異本『紅粟齋蔵書目録』八巻(内閣文庫蔵田安家旧蔵写

本四冊、静嘉文庫蔵写本四冊等)巻五子類叢書家及び『毛

利出雲守献上書目録』(蓬左文庫蔵写本一冊)子部には「六

十七巻内欠三十二巻 十五冊」と、『佐伯蔵書目録』(静嘉堂

文庫蔵〔江戸末〕写本一冊〔宮嶋本〕、内閣文庫蔵〔江戸

末〕写本一冊等)の子類第五十函に「歸雲外集 十五本」

と、『佐伯文庫蔵書目録』(いろは別)二巻(静嘉堂文庫蔵

写本二冊)には「歸雲外集 缺 十四本」と、『佐伯蔵書

総目』(篠崎小竹奥書本、天理図書館蔵〔文政〕写本一冊、

内閣文庫蔵板倉節山旧蔵〔江戸末〕写本一冊等)子部に

「歸雲外集 欠十五」とあり、いずれも冊数欠巻数が現状

とは符合せず、冊数が増加し、存巻数が減少している。ま

た文化文政天保時の楓山文庫の目録である『重訂御書籍目

録』(二三卷附存部一卷首日一卷附彙刻類目一七卷、林復齋等編「天保」写、文化一一年に編集が始められ、編纂途中で毛利家献納本が編入収録された) 雑家雜編類に著録されている。そこには「六十七卷内闕三十四卷 十五冊」と記され、同書附録の彙刻類目卷九には「十六冊」とあって本来の所収子目を全録し、欠目欠巻の記述を欠く。同書内で冊数に齟齬がある事も不審であるが、献納本受け入れ整理の段階で一部分失し、また改装されたと考えるべきか。未考。後攻を疾ちたい。尚、幕末に編纂された『元治御書籍目録』は、前目即ち『重訂御書籍目録』の体例を継承し増補された目録であるが、その雑家雜編類の記述は「十六冊」と改められ、現状と合致している。

注41 毛利高標が天明二年の唐船持渡書を大量に調達した事実について、大場脩氏が明らかにされている。本書も或いは、その頃長崎に舶載されたのを購求した可能性も考えられる。だとすれば、江戸初期の渡来本であることを予想した今の推論の対象としては相応しくないこととなる。但、同氏が注目指摘された資料である『天明二年』寅拾番船持渡書改目録寫』及び立原杏所編『見聞書目』所収の「毛利侯長

崎調進書目』には、『歸雲外集』の書名は無い。大場脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』及び同『江戸時代における中国文化受容の研究』(京都 同朋舎出版 昭和五九) 参照。注42 『名古屋市蓬左文庫国書分類目録』に「(元和・寛永)御書籍目録 江戸初写 二冊」と著録された次の古写本。

御書籍之目録

不分巻
〔寛永〕写

蓬左文庫蔵 大二冊(一四八・二三)

後補標色布目表紙(二七・〇×二一・三種)、外題「御書籍目録 天(地)」と打ち付けに墨書。現状では扉となっている元表紙には「御」書籍「帳」「御」書「籍帳」(寅年以来)と墨書さる。その右旁に紙箋が貼られ、江戸前期頃と思われる筆で「寛永目録上(下)」と題署されている。内題は「御書籍之目録」。無辺無界、字面高さ約二一・〇糎、每半葉六行、柱題署無し。第一冊前半は、駿河御讓本が著録され、以降は年次を追って、買い上げ、召し上げ本の書名、冊数が記され、処々張り紙が有り、「唐本」「嘉靖板」「活板」「集解活字」「題評本」等のテキスト注記、また朱の合点、円圈等の付箋が見られる。

注43 同本は、上記『歸雲外集』所収の明版二種とは又別種の

明版である。

象教皮編

六卷（歸雲外集三十六―四十一） 明陳士元（環中迂叟）撰
〔明〕刊（金陵 葉近山）

〈内閣文庫蔵〉 楓山文庫本 大三冊（子一九六・二五）

後補浅葱色空押出つなぎ表紙（二六・九×一六・六糎）、

書題簽「象教皮編 上（中・下）。封面に「原板象／教皮編」

と題刻。首に、「象教皮編序」（萬曆歲在著雍困敦〔一六六

年一五八八〕）畢寧月長景日宛陵汝賢甫徐元太書於西南重

鎮之師善軒）、「象教皮編目錄」「象教皮編序」（萬曆甲申

〔一二年一五八四〕）仲秋上弦日環中迂叟陳士元書、尾

に接して萬曆一三年陳容淳謹識の序を附す）を冠す。本文

巻頭「象教皮編卷之一 歸雲外集三十六／（低一〇格）環

中迂叟輯」と題さる。尾題は「象教皮編卷之幾終」。四周

双辺（一九・六×一三・五糎）、有界、每半葉九行、行十

六字、注小字双行。版心白口魚尾無し「皮編卷幾（丁付）」。

巻一末に「附録梵語九譯」を附す。徐序の末に「金陵三山

街葉近山梓」と刊記がある。

「秘閣／圖書／之章」（朱方）、「日本／政府／圖書」（朱

方）の両印が捺さる。

本版は、上記内閣文庫蔵「歸雲外集」所収本とも、又、

蓬左文庫・陽明文庫蔵同書所収本とも版を異にし、字様は

粗にしてやや劣る。別版「歸雲外集」の零本であるのか、

抽刻単行本であるのか明らかでない。

注44 静嘉堂文庫蔵（喜多村槐園旧蔵）の次の写本に拠る。

御文庫目錄

（楓山文庫）（いろは別年代順）三卷
〔江戸後期〕写 半三冊（七九・五二）

大場脩「東北大学狩野文庫架蔵の御文庫目錄」（関西大

学東西学術研究所紀要）三 昭和四五年三月）参照。

注45 「名古屋市蓬左文庫漢籍分類目錄」子部釋家類著録、函

架番号（一一九・六）の一本である。この本は、内閣文庫

蔵「歸雲外集」所収の本と同版。此れもまた、別版「歸雲

外集」の零本であるのか、抽刻単行本であるのか明らかで

ない。

注46 「改訂内閣文庫漢籍分類目錄」史部別史類著録の次の一

本である。

荒史

六卷（歸雲外集四十四―四十九） 明陳士元撰
〔明萬曆〕刊 大一冊（二八六・六四）

後補茶色表紙（二六・五×一六・二糎）。白棉紙本。

「兼葭堂／蔵書印」（朱長方）の印記の他「浅草文庫」

(朱長方)、「昌平坂/学問所」(墨長方)、「文化甲子」(朱無郭)、「日本/政府/図書」(朱方)の印記がある。

注47 『明清俗語辞書集成 第一輯』(東京 汲古書院 昭和四九)に影印され、長沢博士の解題に「山本悌二郎氏の賣り立てで入手」したとある。

注48 論語類考序(嘉靖三十九年庚申冬十月朔日應城陳士元心叔甫謹識)に「見社童暨舎子弟、即喜與談字義、越旬季復訊之忘矣、乃著此編、貯之右塾、凡二十卷、類十有八、目四百九十有四云」とある。

注49 『古今韻會舉要小補』のテキストは明版一種、和刻本一種が知られ、諸伝本の所在と共に記述すれば次の如くである。

古今韻會舉要小補

三〇卷首目一卷 明方日升編 李維楨校
明萬曆三四(一六〇六)序刊(建陽 余彰徳・余象斗)
大一一冊蓬左文庫蔵徳川義直旧蔵
大二〇冊無窮会図書蔵三宅真軒旧蔵
大二〇冊無窮会図書蔵河合槃山旧蔵
大三〇冊京都大学人文科学研究所蔵

又

修
大二〇冊宮内庁書陵部蔵楓山文庫旧蔵
大一二冊無窮会図書蔵加藤天淵旧蔵
大一九冊東京大学東洋文化研究所蔵

同

大二四冊無窮会図書館蔵織田覚斎旧蔵
正保五(一六四八)刊(京 村上平楽寺)
覆明萬曆三四年序刊未修本

又

(題簽「韻會小補」)
〔正保五(一六四八)〕刊後印
大三一冊内閣文庫蔵楓山文庫旧蔵
大三一冊慶應義塾図書館蔵
大三一冊宮内庁書陵部蔵

注50 以上の、林崎文庫の沿革については、神宮文庫編『神宮文庫沿革資料』(伊勢市 編者 昭和九刊、平成二印)に拠った。

注51 神宮文庫蔵の次の一本である。

林崎文庫蔵書目録

三卷
萬延一(一八六〇)写 伝写天保一五年
伝写文政二年写本
半三冊(十一門一九五号)

後補濃紺色空押亀甲花紋表紙(二三・五×一六・五糎)、
書題簽「内林崎文庫蔵書目録 壹(貳・三)」。各冊、元の
表紙或いは扉が今の表紙裏に張り付けられ、裏から現題と
同じ書名題署が透けて読み取れる。但、「内宮」の角書は
書名の右肩にやや小さめに縦書きされている。次に扉が有

り、同様の書名題署がなされ、その右に「文政二^己卯年仕立ノ御役所江差出扣」(此の兩行の下に「三冊之内」との朱書がみられる。毎冊同様である。無辺無界、字面高さ約一五・八糎、每半葉八行に書写。末に、次の書写奥書が存する。

「右林崎文庫書目三卷借蓬萊雅樂

尚雄課人書寫畢

天保十五年十月二十九日

義利
吉重

「右松室大監忠成ヨリ借得而

萬延元^庚申歲八月十八日寫置

「神宮ノ文庫」(朱方)の印記がある。

収録書はごく大まかに分類して著録されているが類目の標記は無い。第三冊の半ばあたりに漢籍が著録されている。

一行宛一部、書名、冊数を記す。冊数の右上に「活板」

「写」等の別を付記する場合もある。同類の目録に、神宮

文庫蔵〔江戸末〕写本半三冊(十一門一三三四号)、内閣

文庫蔵〔江戸後期〕写本大三冊(二一九・一〇〇)、内閣

文庫(内務省本)〔江戸後期〕写本(奉納者名注記有り)半

三冊(二一九・九三)等の伝本がある。

注52 神宮文庫蔵の次の写本である。

村井敬義奉納書目

(外題)三卷(有補写)
〔江戸後期〕写(寄合書)
横二ツ切中三冊(十一門二二七号)

香色刷毛目表紙(一三・五×一九・八糎)、外題「村井敬義ノ奉納書目一(一三)」と打付けに墨書。内題は無い。各冊見返しに、該冊収録の類目(大目)を書して目次としている。四周双辺(一二・二×一六・〇糎)、有界十二行、版心白口単白魚尾、下象鼻に「岩井田家蔵」とある印刷野紙に書写さる。第三冊末尾の仏書類の後半は「神宮司廳」の野紙を用いて補写してある。神書より仏書に至り大小の類目を立てて分類されているが、未整備の様である。

第二冊の見返しに次の識語が朱書されている。

「此冊中朱ノ棒曳ハ文政元

年書目改之節ノ印也

但し朱ヲ曳ザルモノハ

本書目録ニ見ヘヌ分也」

「林崎ノ文庫」(朱長方)、「林崎文庫」(双郭、朱長方)の印記。

同類の目録として、同文庫蔵の〔江戸後期〕写本(外題

の伝写本が知られる。

「林崎文庫村井古巖書目」横二ツ切中本一冊（十一門二一八号）がある。『林崎文庫 鹽竈神社 村井古巖奉納書目録 上（中）』（伊勢市 皇學館大學神道研究所 平成六（七）、神道書目叢刊六）参照。

注53 神宮文庫蔵の次の一本等が知られる。

林崎文庫書籍目録

不分卷
〔江戸末〕写

半五冊合二冊（十一門一九九号）

灰色表紙（二四・二×一六・八糎）、書題簽「林崎文庫目録」乾。「林崎文庫目録 坤」。見返しに元表紙が張り付けられ、裏より「林崎文庫書籍目録 全五冊 一」等と読み取れる。第二冊見返し、或いは中扉に元の表紙が残り、同様の書名題署が認められる。無辺無界、字面高さ約一六・一糎、每半葉十行、或いは九行、或いは八行に書写。一行に書名、刊写の別、冊数を記し、神書伊勢之部より佛書之類に至る分類目録である。「林崎文庫」（双郭、朱長方）の印記。

その他、宮内庁書陵部蔵の〔江戸末〕写（伝写安政二年度會常善写本）半二冊（一〇二・八七）、内閣文庫蔵（町田久成献納本）の〔江戸末〕写本大二冊（二一九・九七）、神宮文庫蔵の〔明治〕写本半二冊（十一門一九三三号）等

参照図書・引用文辞一覽

- 一、本書に見える典籍名、それに準じる篇名、詩題、説者名等を、本著者が参照依用した文献として網羅的に掲出する。
- 一、所掲の文辞は、引用文に限定せず、行文上、前後の関連した文も合わせて抄録したことがある。
- 一、書名等のみが表記され、其の引用文辞が無い場合にも、関連して叙述された文句が有れば、それも必要に応じて掲出した。
- 一、書名等は、原則として本書の表記のままに掲出し、其の表記が省略されたり、不完全である場合には、「 」に補ったところがある。表記されない篇名、末書名等も同様に補った。
- 一、掲出書名等の配列は、概ね四部分類の順に従った。
- 一、同一書からの引用文辞の配列は、該書における所出の順次に拠る。
- 一、所謂又引きの場合、また引用文辞内での書名辞句等は、所出の箇所のみを標記し、その下に、本著者が直接に準拠した書名等を示す。

一、掲出文辞の所出箇所は、(20才7)の如く、翻印篇の蘭脚に記した底本の葉数・表裏、及び同表裏内での行次数で示す。

一、掲出文辞に誤字脱文衍文がある場合には、翻印篇の補訂に従い、異体字は通行の字体に改める。

易・〔周易伝義〕

- ① 易象曰亢龍有悔盈不可久
〔乾卦象伝〕(20才7)
- ② 易象傳曰山下出泉アルハ蒙ナリ君子以テ呆レ行育レ徳
〔蒙卦象伝〕(27ウ1)
- ③ 易ノ象ノ傳離麗也日月麗乎天百穀草木麗乎土
〔離卦象伝〕(21ウ10)
- ④ 故ニ能天下ノ務ナレハ唯レ神也故ニ不疾ノ速也不行ノ至ル
〔繫辭上伝〕(44才8)
- ⑤ 易繫辭曰是故ニ法象莫大乎天地變通ハ莫大乎四時縣象著明ルハ莫大乎日月
〔繫辭上伝〕(39ウ6)
- ⑥ 一生二々生四象四象生八卦
〔繫辭上伝〕(40才4)
- ⑦ 易係辭曰乾坤毀寸ハ則無以見レ易易不可見則乾坤或レ幾乎息一矣
〔繫辭上伝〕(36才2)

⑧易係辭ニ易之爲レ書廣大ニノ悉備ル有天道焉有人道焉有地道焉兼三才ニ而兩レ之故ニ六者非它三才ノ道也

〔繫辭下傳〕(40才2)

⑨易ノ說卦曰艮ハ東北之卦也万物ノ成終スル処ニノ所レ成始ル也故曰成言乎艮ニ

〔說卦傳〕(37ウ8)

〔周易伝義〕

⑩本義云繫辭本謂文王周公所作之辭ニ繫于卦爻之下即今ノ經文

此篇ハ乃孔子所レ述繫辭之傳也以其ノ通論一經之大躰凡例ニ故无經ノ可レ附而自分上下ニ

〔繫辭上傳〕(3ウ9)

(48才2)〔繫辭下傳〕↓小補韻會〔上尾幾〕⑪

(50才6)〔說卦傳〕↓小補韻會〔去泰兌〕⑱

尚書

①作レ誓尚書ノ湯誓篇ニアル事カ此ノ日曷喪子及レ汝皆亡ン夏德若レ茲今朕必往

〔尚書湯誓〕(14才6)

(53才9) 尚書〔盤庚上〕↓小補韻會〔去問紊〕⑳

(51才7)〔周書泰誓上〕↓韻會〔去禡榭〕㉑

詩・〔朱熹集傳〕

①詩無然歆羨歆ハ欲之動也羨愛慕也人心有レ所ニ畔援有レ所歆羨則溺ニ於人欲之流ニ而不レ能以自濟

〔大雅 文王之什 皇矣〕(24ウ14)

(41才7)〔大雅 文王之什 大明〕↓韻會〔上虞父〕⑬

(16才8)〔大雅 蕩之什 蕩〕↓小補韻會〔上養蕩〕⑬

(35才12)〔小雅 甫田之什 甫田〕↓小補韻會〔平虞夫〕⑳

周禮

(15ウ5)〔地官司徒〕↓韻會〔入沃屬〕㉔

(22ウ11)〔秋官司寇〕注↓小補韻會〔入沃束〕㉔

(9才4)〔冬官〕考工記↓小補韻會〔入屋輻〕㉓

禮記

①禮記ノ曾子問篇ニ曾子カ問事於孔子ニ每孔子荅レ之皆謂吾聞ニ諸老聃ニ云

(2才12)

(35才13)〔曲礼下〕↓小補韻會〔平虞夫〕㉔

(36ウ4)〔曲礼下〕↓韻會〔入屋穀〕㉔

(43才10) 月令〔季夏〕↓韻會〔去問蕘〕⑱

(22ウ10) 月令〔孟冬〕↓韻會〔上阮鍵〕⑱

(48ウ2)〔坊記〕↓小補韻會〔去賓視〕⑭

左傳

①儋ハ左傳ニ謂太史儋

(2ウ9)

(3才3) ↓皈雲集④

(50ウ1) ↓小補韻會〔去霽濟〕⑰

(52ウ12) ↓韻會〔平陽祥〕⑥

(16才6) 杜預曰↓韻會〔上養莽〕⑮

大学・大学ノ抄

①是如此大学ノ文法也可明コヤスシ

(13ウ11)

②徳ノ字如レ注ノ可レ見大学ノ抄ノ儀ト同シ

(17才7)

中庸〔抄〕

①人ノ生死存亡皆此ノ一ニ本ツク也予ガ中庸講スル時此説アラ

く抄若得レ之觀レ之可明

(48才8)

論語

①侖吾述而不作——

(2ウ1)

②注ニ子曰ハ苟志——トハ論語里仁ノ篇ノ文也 (46才2)

③注ニ論吾里仁ノ篇ノ孔子曰朝聞道夕死可矣ト云句ヲ引テ此ノ意ナリト云ソ (30ウ1)

④論語ニ若由也不得其死然 (先進篇) (41才3)

⑤注ニ子曰不億——トハ憲問ノ篇ノ文也子曰不レ逆レ詐不レ億ニ不信ニ抑亦先覺者^{ツル}是賢乎^{ナル}トアリ (46才10)

(16才8)〔泰伯〕↓小補韻會〔上養蕩〕⑬

陳士元云・皈雲集・論語類考

①陳士元云老^ハ是^ハ老聃^ハ彭祖^ハ是^ハ彭祖^ハ是^ハ王弼氏^カ義也 (2ウ1)

②又云老彭即莊子所謂彭祖上及有虞一下及五霸者也李ノ善氏云

彭祖名鏗堯ノ臣封於彭城歷虞夏至商年七百歲故以久壽稱潜夫論云老彭壽千餘歲此皆以老彭為一人也ト云々①に連続

(2ウ2)

③陳士元云余聞道家ニ謂老子西方入流沙化胡成佛^ス家争^ニ勝^ヲ乃推レ佛而上之謂老子以周定王三年九月十四日夜生敬王元年八十六歲与関令尹喜西行而佛則周昭王甲寅四月八日生穆王五十二年辛未二月十五日滅渡自穆王辛未至定王三年丁巳歷三百四十年以明老子無化胡^ス後世遂授此言^ニ為^レ實無^ニ乃^ハ尽^ス信^ス書之過乎

(3才6)

④飯雲集云皋陶之裔思世之胄也爲理官以理命氏至紂時逃難

伊墟爲李氏其五世孫名ハ乾字元杲爲周上御史昭聃且眇娶

洪氏曰嬰敷感飛星娠十二年誕左而生儋周宣王之四十二

年二月望日也儋之始生其母名之玄祿爲伯陽甫生而皓首故

謂老子耳七十而參漏故名耳而字聃々々與儋同左傳所謂太史

儋是也邑於苦之賴鄉賴即萊也故又曰老萊子桓莊ノ世柱下

吏簡靈世守藏史孔子嘗学礼焉没後乎十九年而儋入秦而歷流

沙八十餘土化胡成佛壽四百有四十歲 (2ウ12)

⑤帝王ヲ万乘ノ主ト云ソ千乘万乘ノ儀ソ如論語類 (22才2)

孟子

①孟子題辭ト云モ序ノ義也孟子ニ辭トハ者所ニ以題號孟子之書本

末指義文辭之表也ト云 (1才10)

②注孟子曰不嗜——トハ梁ノ惠王ノ章ニアリ曰孟子見梁襄王

出語レ人曰望之不似人君就之而不見所畏焉卒然問曰天

下惡乎定吾對曰定于一孰能一之對曰不嗜殺人者能一之孰

能与之對曰天下莫不與也 (梁惠王章句) (28ウ2)

③盡心ノ下孟子山溪間介然用之而成路 (尽心章句下) (50ウ10)

④注ニ云孟子ニ曰動——トハ孟子尽心之篇ニ有ルソ曰堯舜ハ性ノマ

ナル者也湯武反レ之也動容周旋中礼盛德之至

(尽心章句下) (17才9)

(18才9) (公孫丑上) 小補韻會 (平麻底) ⑥

(35ウ6) 性理大全卷五七、魯齊許氏曰 ⑨

(35ウ7) 性理大全卷五七、魯齊許氏曰 ⑨

說文

(1ウ6) 韻會 (平覃聯) ⑩

(36才1) 徐曰韻會 (入屑裂) ⑫

爾雅・注疏

(26ウ1) (釈天) 小補韻會 (去泰泰) ⑬

(29才3) (釈詁) 小補韻會 (平眞寘) ⑭

(48ウ8) (釈獸) 韻會 (上紙兜) ⑮

(50才14) 小補韻會 (去霽濟) ⑯

(52ウ1) 韻會 (入陌喻) ⑰

釈名

(8才4) ↓韻會〔平庚嬰〕⑧

廣韻

(46ウ2) ↓韻會〔入葉估〕⑩

(48ウ2) ↓小補韻會〔去眞視〕⑭

增句

(48才2) ↓小補韻會〔上尾幾〕⑪

韻會〔古今韻會舉要〕

①大弓ヲ夷トスト勻會ニアリ〔出処未詳〕

〔平支夷に見えず〕(38ウ13)

②莊子子貢謂漢陰丈人曰有機於此日灌百畦云

〔平微機〕(53ウ8)

③嘘ハ吹也一日出氣急日吹緩日嘘又作啾或作吁莊子吹吹啾啾

〔平魚嘘〕(26才6)

④渝ハ音偷變汗也変也

〔平虞渝〕(39才10)

⑤関ハ以木横持門戸也亦門杜也局也

〔平刪關〕(22ウ9)

⑥漢志ニ妖孽目外来謂之祥云左傳ニ將有大祥云

〔平陽祥〕(52ウ11)

⑦晋太康記云梁ハ者言金剛ノ氣強梁因テ名之云

〔平陽梁〕(40ウ12)

⑧釈名ニ人始テ生タル日嬰々胸前也投之嬰前乳養故日嬰

〔平庚嬰〕(8才4)

⑨韻書ニ宮ハ宮熒ノ省ケルナリト云ヘハ

〔平庚營〕(7才7)

⑩聃他甘切説文耳漫也徐日耳ニ無輪郭也

〔平覃聃〕(1ウ6)

⑪尔雅ニ兕ハ似牛注云一角青色又交州記ニ兕有一角々長サ三尺

餘リ形チ如馬鞭柄

〔上紙兕〕(48ウ8)

⑫韻書ニ甫ハ男子美称也又大也

〔上虞甫〕(17ウ8)

⑬詩維師尚父注ニ可尚可父云ソ

〔上虞父〕(41才7)

⑭月令脩鍵閉

〔上阮鍵〕(22ウ10)

⑮莽ハ杜預日草生廣野莽々然タリ

〔上養莽〕(16才6)

⑯衆ハ多ノギ也(⑫に連続)

〔去送衆〕(17ウ8)

⑰眷注意ノ所主也又取注着意

〔去遇注〕(46ウ8)

⑱礼記ノ月令ニ糞田疇云フアリ

〔去問糞〕(43才10)

⑲榭ハ詞夜切臺ニ有屋也尚書ニ臺榭陂池正義ニ云榭是ヲ臺上之

屋歇前無壁今之廳是也

〔去禡榭〕(51才7)

⑳鄭ハ重也鄭重ハ慙慙也韵會注ニスルソ

(去敬鄭) (48ウ3)

㉑札記自称ノ曰不穀注ニ謙称レ善

(入屋穀) (36ウ4)

㉒穀居輪之正中而爲ニ輻之所レ湊

(入屋穀) (9オ6)

㉓珣々トハ韵書ニ玉ノ白ト注セリ

(入屋珣) (37オ3)

㉔周礼ニ曰州ノ長属ニ其邦之民ニ而讀ニ邦ノ法ニ注属ハ猶合也聚也

(入沃属) (15ウ5)

㉕裂ハ徐曰裁剪之餘也破也

(入屑裂) (36オ1)

㉖韵書ニ閱ハ経歴也トスルソ又容也

(入屑閱) (17ウ7)

㉗擢ハクワクノ音爪持也搏也撲取也

(入藥擢) (52オ10)

㉘落々ハ匀會不相入ト注セリ耿弁ガ傳落々難レ合ヒアリ

(入藥落) (37オ5)

㉙嗑ハ伊昔切エキ也咽也尔雅ニ江東ニハ呼レ咽曰一又漢ノ昭帝崩

玉フ昌邑王不レ哭云嗑痛ムト云也喉也

(入陌嗑) (52ウ1)

㉚滌ハ除也淨也

(入錫滌) (8オ7)

㉛嗚ノ字匀會ニハ口ヘンナシ翕迄及切合也歛也動也聚也通作歛

老子將欲歛ノ文也

(入緝翕) (32ウ4)

㉜慄ハ韵會ニ怙ト通怙ハ廣匀ニ安也服也又靜也

(入葉怙) (46ウ2)

(12オ10) ↓小補韻會〔平尤猶〕⑨

(12ウ1) ↓小補韻會〔平尤猶〕⑧

匀書

①達ノ字ノ意ハ匀書ニ不見今ノ板ニ達ハ遠ノ字誤リナルベシ

(12ウ14)

(7オ7) ↓韻會〔平庚營〕⑨

(17ウ7) ↓韻會〔入屑閱〕⑫

(17ウ8) ↓韻會〔上麌甫〕⑫〔去送衆〕⑬

(37オ3) ↓韻會〔入屋珣〕⑬

小補韻會〔古今韻會舉要小補〕

①羸倫為切弱也瘦也音与累通ス累ハ倫追切ルイノ音也

(平支羸・累) (26オ8)

②詩ノ甫田ノ注疏ニ夫ハ有傳相ノ德而可倚仗謂之丈夫トアル礼

記ニ天子有后有夫人注疏夫ハ扶也言扶持於王者之

(平虞夫) (35オ12)

③峻ハ音減回切赤子陰也本ハ月偏也腴也

(平灰腴) (52オ13)

④賔トハ尔雅服也疏云懷レ德而服也

(平眞賓) (29オ3)

⑤蛟居着切龍之属也無角曰蛟ト也池魚滿ニ三千六百ニ蛟来テ

爲^ヲ之長^ニ能率^レ魚飛置^ニ筍水中^ニ蛟去^ル 小補韻會肴韻

〔平肴蛟〕(49才2)

⑥窪ハ烏瓜切溝也又於佳切モアリ底ト窪ト通ス汗斥通スルソ孟子ニ智足テ以テ知聖人汗^ヲ

〔平麻底・窪〕(18才8)

⑦亡小補勻會亡ハ逃也失也又樂^テ酒無^レ厭謂^ニ之亡^ト

〔平陽亡〕(31才9)

⑧狐ノ性ハ多^レ疑度河而聽^ニ氷ノ声老子猶乎未涉川則是狐類也韻會ノ注ニアリ

〔平尤猶〕(12才13)

⑨韻會ニ夷猶ハ不行兒ト有楚辭君不行兮夷猶スト

〔平尤猶〕(12才10)

⑩颺トハ高風也戻ル風声也潘岳賦清風颺戻〔平尤颺〕(16ウ12)

⑪幾ハ微也殆也危也易曰幾者動之微増勻ニ將及也

〔上尾幾〕(48才1)

⑫隳ハ即隳ノ字俗作隳毀也壞也

〔上哥隳〕(44ウ4)

⑬蕩々ハ法度廢壞ノ自蕩々ハ廣平ノ自也命吾民蕩々無^ニ能名^ニ云々^ヲ 詩蕩々上帝ト云々

〔上養蕩〕(16才7)

⑭視ハ礼記ノ注ニ猶納也又廣韻ニ比也

〔去寘視〕(48ウ2)

⑮故ハ使^レ人也楚語ニ又其故アリ注ニ猶^レ意也

〔去遇故〕(44才14)

⑯淮南子原道訓ニ不^レ設^ニ智ト故トヲト云ソ注ニ智故巧飾也ト云

〔去遇故〕(44ウ1)

⑰濟ハ(益也ト注ニモスルゾ) 尔雅ニ益也トアリ疏ニ引^ニ左傳^ニ盍^ニ請^ニ濟^ニ師於王^ト

〔去霽濟〕(50才14)

⑱泰ノ字ハ尔雅ニ西風ヲ曰^ニ泰風^ト疏云孫炎カ曰西風成^レ物物豐泰也ト云リ

〔去泰泰〕(26ウ1)

⑲兌ハ易ニ為^レ口穴也通也

〔去泰兌〕(50才6)

⑳紊フン乱也商書有條而不紊

〔去問紊〕(53才9)

㉑嗶所嫁切サノ音也変也不嗶云ハ不^レ變又么邁切アイノ音也氣逆也

〔去禡嗶〕(52ウ3)

㉒輻ハ以テ為^ニ直指^ト也ト注シタル也

〔入屋輻〕(9才2)

㉓考工記ニ輪輻三十以テ象^ニ日月^ト

〔入屋輻〕(9才4)

㉔周礼ノ司約注約言語之約束ハ約音於妙切東詩注切

〔入沃東〕(22ウ11)

㉕謫ト謫ト通ス罰也責也禍謫ト熟語柳文ノ徵咎ノ賦ニ見タリ

〔入陌謫〕(22ウ1)

㉖螿セキノ音蟲行毒也

〔入陌螿〕(52才10)

史記・〔集解〕・〔索隱〕・〔正義〕

①老子トハ史記列傳一ニ在之

(1才13)

②史記徃見周ノ定王三年九月十四日ノ夜生敬王元年ニテ八十六歳ニノ関ノ令尹喜ト西行クト云フ

(1ウ1)

③云楚苦縣曲仁里人也

〔老子伝〕(1ウ7)

④史記列傳云孔子適周將レ問レ礼於老子老子曰子所レ言者其人與

レ骨皆已朽矣独其言在耳且君子得レ其時一則駕不レ得其時一則蓬累而行吾聞ク之良賈深藏若レ虚君子盛徳容貞若愚去

子之驕氣与多欲態色与淫志是皆無レ益於子之身一吾所以告

子若是而已孔子去謂レ弟子曰鳥一吾知其飛一魚一吾知其能游一

獸一吾知其走一走者可レ以爲レ罔一游者可レ以爲レ綸一飛者可レ以

爲レ増至於龍一吾不能レ知其乘一風雲一而上レ天一吾今日見レ老子一

其猶レ龍邪

〔老子伝〕(2才4)

⑤史記云居レ周久之見レ周衰一廼遂去至レ関

〔老子伝〕(3才14)

⑥史記云関令尹喜曰子將レ隱矣強爲レ我著レ書於レ是老子廼著レ書上下篇一言道徳之意一五千餘言而去莫レ知其所レ終

〔老子伝〕(3ウ6)

⑦史記自孔子死後百二十九年而史記周太史儋見秦献公曰始秦与

レ周合而離離而五百歳而後合々七十歳而霸王云者出云焉或曰

儋即老子或曰非也世莫知其然否云云

〔老子伝〕(2ウ9)

⑧紀ハ綱紀也史記杯ニ在ル帝王本紀ナト云類ゾ

(11才3)

⑨史記ナトニモ約束ヲヨウシユト皆点セリ

(22ウ13)

〔集解〕

⑩苦縣ハ属陳国(③に連続)

〔集解引地理志〕(1ウ7)

〔索隱〕

⑪漢高祖淮陽国立テ陳苦ノ二縣陳ヲ淮陽ニ属ス

〔索隱引地理志〕(1ウ7)

⑫列仙傳ニ老子西遊ノ関令尹喜望見其有紫氣一浮レ関而老子果乘

青牛一而過也

(3ウ4)

〔正義〕

⑬老子姓ハ李名耳字伯陽身之長八尺八寸黄色美眉長耳大目廣額

踈齒方口厚唇其外異相異形(①に連続)

〔正義引朱韜玉禮及神仙伝と類同〕(1才13)

⑭李母八十一年ニノ生李母逍遙李樹下左腋割生ル(②に連続)

〔正義引玄妙内篇と類同〕(1ウ2)

⑮老考子孳考一教衆理一達成聖孳一乃孳一生物善化濟無レ遺

〔正義引張君相云と類同〕(1ウ3)

⑯神仙傳ニ外字ヲ聯ト云トアリ

(1ウ5)

⑰散関括地志ニ云散関在岐州陳倉縣東南五十二里抱朴子云老

子西遊遇^ニ関ノ令尹喜^ニ於散関^ニ為^レ喜着^ニ道德經一卷^ヲ謂之老子
ト云(⑤に連続) [正義引と類同](3ウ1)

漢書

①漢ノ韋賢カ子ニ黄金滿^テ籛^ニヲクラヌヨリハ一經ヲ教ニハ不^レ如
ト云ゾ [韋賢伝](6才13)

(52ウ11) 漢志^ニ韻會(平陽祥)⑥

〔後漢書〕耿弇傳

(37才5) ^ニ韻會〔入藥落〕⑳

楚語

(44才14) ^ニ小補韻會〔去遇故〕⑮

晋太康記

(40ウ12) ^ニ韻會〔平陽梁〕⑦

列仙傳

(3ウ4) ^ニ〔史記索隱〕⑫

神仙傳

(1ウ5) ^ニ〔史記正義〕⑯

括地志

(3ウ1) ^ニ〔史記正義〕⑰

交州記

(48ウ8) ^ニ韻會〔上紙咒〕⑪

孔子家語〔孔聖家語図〕

①孔子家語ニ器歛ノ圖説有リ魯ノ桓公ノ廟ニ於イタラシルゾ孔
子云此ノ器虚ニソ水ナケレバ歛^{カクムク}中ナレバ正ク滿レバ覆ヘス
明君子至誠トソ常ニ坐側ニ置テ誠トスルゾ是則物ノ滿ヲ惡ン
デ也^レ有^レ滿必覆ス故也子路問云物ノ滿ヲ持ツ道有リヤト云孔
子曰聡明叡知也凡愚者ノ如クシ功天下ニ蓋フ凡讓リヲ以テシ
武勇世ニ双無ク凡恐ヨ富貴四海ヲ有スル凡ヘリ下ン此則滿ヲ
持道也 [親周欵器]圖説、三恕篇(6ウ7)

說苑

①說苑ニモ高ノ能ク下リ満テ而能ク虚〔敬慎篇〕(6ウ12)

潜夫論

(2ウ4) 少陳士元云②

西銘

①張子カ西ノ銘ニ存レハ吾順ニノ事フ没スレハ吾寧シト云リ

(30ウ9)

性理大全

①朱子ニ老子ノ此才十三章ヲ問ヘバ朱子カ曰ク從前理會スル此

章ヲ不レ得云

〔性理大全卷五七〕(10オ14)

②營ハ榮ノ字ト古字通スルト性理大全ニ有リ

〔性理大全卷五七〕(7オ6)

③或人問朱子老子經ノ三十一其無ト云無ハ車ノ坐スル處カト

云朱子云恐クハ不然若シ坐スル處ヲ以テ無トセバ上ノ文ニハ

輻ト轂ト以云ヒ下ノ文ニハ戸牖ノ埴ツマ埴ツマヲ以テ云一例ノ語脉ナ

リ某思フ無ハ轂中ノ空處ナリ此空處能ク受レ軸運轉不レ窮ゾ喻

ヘハサシカサノ柄ノ上ニ一ツシマアリ衆ノノサカ骨ノ集マ

ルシマロクノ如ク也ト云ゾ〔性理大全卷五七〕(9オ7)

④此載營魄ノ章ヲ蘇頌濱力解ニ云ゾ神カ魄ヲ載テ行ト解シテ在

ル其ノ心ヲ魄ハ是沈ミ滯リタル物ニシテ沈タル物也サルニ依テ

神ヲ以テ載テレ魄升リ拳ケシム聖人ハ則以レ魄隨レ神動衆人則

神役レ魄ト云ゾ此ヲバ惡キト破シテ在ルゾ其ノ儀ハ神ハ載レ魄

行是則剛強升拳ノ儀也老子ハ只柔伏退歩ヲ干要トスル呈蘇頌

濱力儀ハ不レ當也ト云也〔性理大全卷五七〕(7ウ7)

⑤朱子カ儀ニ魄ハ是一魂ハ是二一ハ是レ水ニハ是火ニ抱レ一火守

レ水魂載レ魄動守レ靜也專氣致レ柔只看レ他、這個甚麼樣工夫、專

非レ守レ之謂也只是專一ニ無間斷ニ致レ柔是到レ那柔之極處、

纔ニ有二毫發露、便是剛這氣便粗了云云

〔性理大全卷五七〕(7ウ12)

⑥性理大全一便生二二便生四老子却說二生レニヲ便是不理會得

多藏必厚亡老子也是說得好云〔性理大全卷五七〕(40オ4)

⑦敬夫カ曰老子ノ云不善人ハ善人ノ資善人ハ不善人ノ師與下孔

子見賢思レ齊見不賢、内省之意、不同為下老子不レ合ニ有レ資

レ之意不善上也云〔性理大全卷五七〕(23オ14)

⑧性理大全或問如何是天得以一清樂庵李氏曰夫物不一而各在其

一如日月之照臨星辰之輝燦風雷之鼓舞雨露ノ滲漉シシロクモルコス各有其一而

不相乱天惟得不一一是以清淨無爲ニソ化推レ此言之地得

レ一以寧神得レ一以靈谷得レ一以盈万物得レ一以生侯王得レ一以爲

レ天下レ亦只是這箇道理且如人君治レ天下レ亦何容心哉公卿大夫

各因其等例士農工商各就其識分如此則尊卑貴賤不相混淆コンカウ好惡

取舍不相貿乱キツル天下自然ニソ治ル云

〔性理大全卷五七〕(37才12)

⑨魯齊許氏曰老子以ニ道德仁義皆失ス然後至ニ於礼礼ハ爲ニ忠信

薄ノ而乱之首レ又以レ智治国々ノ賊不ニ以智治レ国々ノ福ト云孟

子曰智之實知ニ斯ニ者弗去是也○孟子開レ口便説仁義盖不可須

臬離也道指鳩荒之世又謂上德不徳皆所レ見異不必槩云

〔性理大全卷五七〕(35ウ4)

淮南子

①淮南子ニ跛行喙息ト云注ニハ音吉トモシタソ (19ウ14)

(44ウ1) ↓小補韻會〔去遇故〕⑩

難經

①難經ニ榮ハ行脉中衛ハ行脉外營周ノ不息五十二ノ復大會陰陽

相貫ス如レ環ノ無レ端云

(41ウ3)

本草綱目

①本草綱目ノ序ニモ解ニ其装ヲ無ニ長物一但此本草ハカリアルト云

〔王世貞序〕(20才12)

佛書

①佛書煩惱ノ塵垢ヲ除キ去テ涅槃ノ玄理ヲ見ト云ト同シ儀也

(8才8)

碧岩集

①大惠諱宗杲ト云ソ圓悟禪師ノ法嗣也碧岩集ハ圓悟アメル書也

師ノ述作ノ書大惠火ヲ以テ燒捨タヲ則讀書多キ者無明多キ義

也圓悟ワ以書人ヲ誘引シ大惠ハ書ヲ燒テ人ヲ誘引スル其理ハ

師第其概一ツ也嶠中ノ張明遠ト云カ大惠燒テ後ニ碧岩集ヲ冷

灰ヲ吹テニタヒ刊行ノ今碧岩集是也嶠中張居士カ并刊ハ不看

文字心カ大惠秉炬ハ世間種々ノ法ハ皆忌執着ヲ義也老子ノ爲

学ヲ忌心也 (45才2)

台宗

①台宗ノ心口無明即明ト云達ス無明ハ迷ノ根本也法性無達觀察スル也此ノ非可尽儀阿々不可説云 (45才8)

抱朴子

(3ウ1) ↓〔史記正義〕⑰

老子河上公章句

①河上公章句ノ老子經アリ河上公ハ河上蹠履為業孝文帝好ム老子河上公作兩難問文帝老子意文帝不レ解出就河上公々々在草菴中不レ出文帝就謂之曰朕能人富貴貪賤河上公乃出曰余上不レ累天下不レ累地中不レ累人階下何能余ヲ富貴貪賤忽拏上高百餘丈文帝卑辭謝之於是為文帝章句作是河上公章句老子經章段八十一其義解ノ云天四時四以乘レ九四九卅六地五行五以乘レ九五九四十五九宮五方四維九州法應九之八十一也 (古鈔本老子經序) (3ウ13)

②注ニ陶一エヌチノハニツチヲ子ヤシテスルハ陶ト云テツホヤ茶碗杯作ル處ノ一也其器物ハ中ノ虚ニノ圓ナル物也其虚中ナルカ故ニ器トナツテ人ノ用ニモ立ツト云義ゾト可心得也河上

公力義モ此ハ同支也

(9ウ1)

③河上公注ニハ微妙ニ玄通スルト通ニ玄ヲカケテ云ソ此注ハ玄ト妙トヲ一ニ通スルヲバニニカケタソ (12才3)

④河上公注ニハ其進退猶々トノ拘制若人犯法畏四隣知也ト云リ (12ウ2)

⑤河上公ハ孔ハ大也トシタソ儀同キカ (17才6)

⑥河上公ハ曲レ己從レ衆不レ自專則全ト注セリ是ハ古注ノ儀不レ可レ用黏着シタル義也曲則全ノ儀ヲ取カ子タル義カ (18才2)

⑦河上公注ニ言其遠トハ不レ起絶乃復反ノ在人身也ト云ソ是モ注モ或ハ儀也不可用也 (21才10)

⑧河上公力注ニ善行レ道者ハ求レ之於身不レ下堂不レ出門故無轍迹云 (22才13)

⑨河上公力注善言者謂扱レ言而出レ之則無瑕疵謫過上於天下也 (22ウ2)

⑩河上公注善以道計吏者守レ一不レ移所レ計不レ多不レ用策籌而可レ知也、為ニ心得、河上公注ヲモ書ス (22ウ5)

⑪河上公注善以道結事者乃結其心不レ如繩索可得解也 (22ウ14)

⑫河上公力注ハ關鍵ノ儀ハ一例セス閉情欲守精神注ス不可

用皆一例、可見以自然_ニ為_レ道_ヲ時ハ力ヲ不入力ヲ不用迹ヲ顯サス
ト云儀也 (23オ3)

⑬河上公注ニハ已ヲハ語助用テノミト点セリ讀ム時儀其ノマ、
通スル也 (25オ6)

⑭河上公注ニハ神器ヲハ器ハ物也人ハ天下之神物也神物ハ好_ニ
安靜_ヲ不_レ可以_ニ有_レ為_レ治也_云、器ハ物也物ハ人也天下人ト云義_ニ
用タリ此不可用カ (25オ10)

⑮人ノ好惡ヲ知ルハ是レ智惠也河上公注ノ意ト同意也

(29ウ9)

⑯死而不亡者壽ト云ハ此ノ一句ハ注_ニ自證自悟可也トイヘリ以_ニ
文字言句_ヲ不説尽処也參得ノ重ト見タリ河上公注ハ不書往見如_ニ
文儀味輕薄ナリ (30ウ1)

文儀味輕薄ナリ

⑰執ヲ河上公ハ守ル也ト注ス此注ニ取ノ義也 (31ウ11)

⑱喩ノ字勻會ニハ口ヘンナシ翕迄及切合也歛也動也聚也通作歛

老子將欲歛_ニ已上勻會_ヲ河上公注本ニモ口偏ハナシ今ノ本口偏ハ誤

リカ

(32ウ5)

⑲河上公ニワ碌々ワ喩少落落々喩_レ多_キ玉ハ少キ故ニ見_レ貴石ハ多_キ
故ニ見賤ト注セリ (37オ3)

⑳河上公ニ出ル寸生入ル寸ニ死ト本經ニ点セリ注ニ出ルトキ生スト

ハ謂情欲ノ出_ニ於_ニ五内_ニ魂定魄靜也故ニ生入寸ハ死トハ謂_ニ情欲入_ニ
於胸臆精神勞惑ス故ニ死スト_云養生ノ説尤有_レ拠 (47ウ3)

⑳河上公ニハ十三ヲ九竅四関ト注スルソ人ノ耳目鼻口等ノ九穴
ニアテ、沙汰シタゾ (47ウ7)

蘇穎濱力解〔道德經解〕

(7ウ7) 性理大全④

注〔老子處齋口義〕 注1

莊子・注〔莊子處齋口義〕

①莊子此類尤モ多ト云ソ莊子ニハ此例不_レ一故不_レ抄 (21オ8)

②注_ニ莊子所_ニ謂_ニ滑稽疑追可_レ考_云、莊子齊物論篇是故ニ滑稽之耀聖

人之所_レ囿也為_レ是_レ不_レ用故ニ衆庸中_ニ寓居スルソ不用無_ニ愛感_ニ

愛ナケレハ道虧_{ケル}ナシ聖人只此理ヲ明得タリ不_レ用寓_ニ諸庸_ニ此

之謂_ニ以明_ニ

〔齊物論篇〕 (23オ9)

③莊子ニ曰コツギノ光リトハ是也〔齊物論篇〕 (50ハカラウ6)

④莊子曰——太宗師篇ニ古ノ之真人不逆寡不_レ雄成不_レ譽士若_ニ

然者過而弗悔當_ル而不_ニ自得_ニ也若_レ然者登高不_レ慄入_レ水不_レ濡_ヲ

入レ火不熱^ト是知能登於假道^ニ若レ此^云

〔大宗師篇〕(49才4)

⑤秋水篇ニ至徳ノ者火弗能熱^{スル}水弗能^レ溺^ル寒暑弗能害^{スル}禽獸^モ弗

能賊^云、〔④に連続〕

〔秋水篇〕(49才6)

⑥莊子駢拇篇ニ是故明ニ駢者乱五色淫文章青黃黼黻之煌々^ニ非乎

而離朱是トス已

〔駢拇篇〕(36ウ6)

⑦乱五声非乎枝於仁者○非乎而曾史是トス已^云莊子ノ文法ト今

ノ文トカ一様成ト注ノ指南ニ云ソ〔⑥に連続〕

(36ウ8)

⑧注ニ莊子駢拇之篇アリ駢拇技指出^ニ乎性^ニ哉而侈^{アリ}於徳附贅縣

疣出^ニ乎形^ニ哉而侈^ニ於性多方仁義而用之者列^ニ於五蔵哉非道徳

之正^ニ也是故^ニ駢^ニ於足^ニ者連無用之肉也技於手者樹無用之指

也多方^シ駢^ニ技^ニ於五蔵之情^ニ者淫僻於仁義之行^ニ而多^ニ方^シ於聰

明之用^ニ也

〔駢拇篇〕(20ウ1)

⑨莊子除^レ日無歳トハ莊子則陽篇有之容成氏曰除^レ日無歳無^レ内

無外

〔則陽篇〕(37才8)

⑩莊子ニモ引ケハ大白若辱盛徳ハ若不足

〔寓言篇〕(39才5)

⑪機ト云ハ至楽ノ篇ニ万物ハ皆出^テ於機ヨリ皆入^リ於機ト在リ

〔至楽篇〕(47才11)

⑫莊子達生篇ニアリ夫醉者墜^ル車^{ヨリ}雖疾不死^モ骨節与人同犯^テ害与

(1才7)

人異^リハ其神全也乘^モ亦不知也墜^モ亦不知也死生驚懼不^レ入

于其胸中^ニ是故^ニ選^ル物^ニ而不^レ懼彼得全於酒^ニ而猶若是而況也得

全於天乎

〔達生篇〕(48ウ10)

⑬莊子知北遊ノ篇ニ生也死之徒也死ハ生之始也孰カ知^ニ其紀人

之生ハ氣ノ聚也聚ハ則爲生散^レハ則爲^レ死若生死爲^レ徒吾又何患

ン故^ニ万物ハ一也其所^レ美^{スル}者爲^レ神奇其所^レ惡^{スル}者爲^レ臭腐臭

腐復化ハ爲神奇神奇ハ復化ノ爲臭腐故曰通^レ天下一氣^ニ耳聖人

故^ニ貴^一

〔知北遊篇〕(47才3)

(2ウ2) ↓陳士元云②

(24ウ13) 〔徳充府篇〕 ↓注1③

(26才6) ↓韻會〔平魚嘘〕③

(53ウ8) 〔天地篇〕 ↓韻會〔平微機〕②

注〔莊子虜齋口義〕

⑮注合三百六十日^ヲ而後爲一歳遂日而除去之則但可謂之日不可

謂之歳故曰^一此一句自好老子曰數車無車亦此意外之名因^レ内

而生無内則無^レ外^云

〔⑨に連続〕

〔則陽篇〕(37才9)

〔林經徳莊子後序〕

⑯^ス其師之傳^ヲ又蒐獵^積老諸書於六經史子之外^ニ者也

①7 以口義名トスル者謂其不為文雜俚俗而直述之也ト注セリ

(1才9)

杜子美詩

① 杜子美詩ニ注「目寒江倚山閣」

(46ウ9)

楚辞

① 容與ト云ハヤスロフト讀ム楚辞ニアリ 「韻會上語與引カ」

〔離騷「遵赤水而容與」〕〔九歌雲中君「聊逍遙兮」〕

〔浮雲霧而入冥兮騎白鹿〕〔九章「船一而不進兮」〕

淹回水而疑滯」注「五臣云一徐動貌淹流也」 (12才7)

(12才10)〔九歌、雲中君〕ト小補韻會〔平尤猶〕⑨

唐詩〔韓愈、流水詩「汨汨幾時休」〕

(47ウ1)

韓文

① 韓退之ワ唐朝ノ文人也於レ文韓文ニ過タルハ希也然ニ退之ワ

論文ヲ云ソ

(38ウ2)

吳都ノ賦〔文選〕

① 周章夷猶凡吳都ノ賦ニアルソ

(12才12)

柳文徵答賦

(22ウ1)ト小補韻會〔入陌謫〕②5

潘岳〔西征〕賦〔文選〕

(16ウ12)ト小補韻會〔平尤麤〕⑩

樂天カ詩

① 樂天カ詩ニ匹スル如身ノ後有何^カ_{アシフミタテヌ}應 向^セ世間ニ無^レ所^レ求

(42才10)

李善〔注〕

(2ウ3)ト陳士元云②

徒然草〔百三段〕

① ツレ／＼ニクスシ忠守カマイリタリケルヲナゾニ作ル吾朝ノ

物氏見又忠守カナドカケタルヲ唐瓶子トトクツレノコ也

(7ウ4)

春風

(19ウ6)

以下出扱未考

朱子曰

○朱子曰若是知^セ得^ハ 眞實^ヲ 必能信^ク之^ヲ 篤守^レ之^ニ 固幸^ニ而未^レ死則可^下
以充^レ其所^レ知^レ爲^レ聖^ニ爲^レ賢^ニ 万^一 即死^セハ 亦不^下昏昧^ニ 過^コ了^一 一生^ニ
如^ニ禽獸^{ルニ} 然^{ルニ} 是^レ以^レ爲^レ人^ニ 必^ス以^レ聞^レ道^ヲ 爲^レ貴^ニ 也

(30ウ11)

張即之

○有張即之カ筆跡ワ初メワホメタリホメタル時即之カ云ヤウサ
テ我手跡未^レ到^也 重テ修ス後人大笑其時ニ即之カ修行ヲ止
タリト云コヲ或人話未考傳

(38ウ3)

范堯夫云

○范堯夫云人雖^ニ至愚^ニ 責人^ヲ 則^ハ明也 雖有聰明^ニ 恕^レ己^ハ 則^ハ昏苟
能^レ以^レ責^ル人^ノ心^ヲ 責^ル己^ノ責^ル己^ヲ 以^レ心恕^レ人^ハ 則^ハ患^レ不至^ニ 聖賢^ニ 矣

(30オ1)

古詩

○古^ル詩^ニ得^テ莫^モ 一^ニ 忻^タ々^ニ 一^ニ 失^テ莫^モ 悲^シ 古^ノ今^ノ 人^ノ 哀^シ 落^ク花^ニ 枝^ニ 桃^ノ 紅^キ 李^ノ 白^キ 薇^ノ 紫^ノ 問^コ 着^ス